

第800回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成22年3月18日(木)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第797回教育委員会会議録及び第798回教育委員会会議録並びに第799回教育委員会会議録の承認について

4 第800回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告(一般事務報告)

- (1) 臨時的任用職員の「中断期間の廃止・短縮」を求める請願について
(総務課・教職員課)
- (2) 平成18年4月19日付「県内市町村立小・中学校の標準的規模について」(宮城県教育庁義務教育課長)撤回し、再検討を求める請願について
(義務教育課)
- (3) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」に関する請願について
(高校教育課)
- (4) 宮城県社会教育委員の会議意見書について
(生涯学習課)

6 議 事

- 第1号議案 教育功績者表彰について (総務課)
- 第2号議案 平成22年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について
(義務教育課)
- 第3号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について (文化財保護課)
- 第4号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)
- 第5号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
- 第6号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について
(教職員課)
- 第7号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について
(教職員課)
- 第8号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について (教職員課)
- 第9号議案 新県立高校将来構想及び第1次実施計画について (教育企画室)
- 第10号議案 宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針について (高校教育課)
- 第11号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について
(総務課)

7 課長報告等

- (1) 宮城県教育振興基本計画第1期アクションプランについて (教育企画室)
- (2) 平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について (高校教育課)
- (3) 平成22年3月新規高卒者の就職状況について (高校教育課)
- (4) 「みやぎ高校生マナーアップ運動」について (高校教育課)

8 資 料(配付のみ)

- (1) 再編等により設置する高等学校等の開校式について (高校教育課)
- (2) 第65回国民体育大会冬季大会の結果について (スポーツ健康課)
- (3) 新型インフルエンザに係る対応について (スポーツ健康課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

第 8 0 0 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 2 年 3 月 1 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長, 千葉教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 安住教育企画室長,
菅原福利課長, 後藤教職員課長, 竹田義務教育課長, 菊池特別支援教育室長,
高橋高校教育課長, 雫石施設整備課長, 佐々木スポーツ健康課長, 青木生涯学習課長,
真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 7 9 7 回教育委員会会議録及び第 7 9 8 回教育委員会会議録並びに第 7 9 9 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認。

7 第 8 0 0 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 | 小野寺委員及び勅使瓦委員を指名。

| 議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

(1) 臨時的任用職員の「中断期間の廃止・短縮」を求める請願について

(説明 : 教育長)

本年 1 月 6 日付けで宮城県教職員組合及び宮城県高等学校教職員組合から提出された「臨時的任用職員の『中断期間の廃止・短縮』を求める請願について」御説明申し上げます。

資料は 1 ページから 5 ページまでとなる。

まず, 1 ページを御覧願いたい。

請願の要旨としては 2 点ある。

第 1 点目が「臨時的任用職員の中断期間を廃止, または 1 日に短縮すること。」ということである。2 点目が「学校事務職員・学校栄養職員も, 同様に扱うようにすること。」ということである。

教育職員に係る臨時的任用の中断期間の在り方については, 元々「1 か月」としていたものを平成 5 年から, 特別な事情があるときに限り 7 日まで短縮することができるとしたものである。実際に, 年度末の学校現場の状況も踏まえると, こうした従来の取扱いについては課題認識をもっているところである。

今後の在り方については, 学校における業務運営の実態や地方公務員法の適切な運用の観点からさらに検討を重ねたいと考えている。

なお, 学校事務職員や学校栄養職員については, 知事部局をはじめとする他の任命権者における取扱いの均衡を図っていく必要があるものと考えている。

請願者に対しては, ただ今申し上げた内容を回答することで御理解いただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑) |

小野寺委員 | 質問ではないが, 自分が職についていた時には臨時的任用職員を確か講師と呼んでい

たと思う。その方々には本当に助けていただいた。あの方々の勤務条件の面とか、待遇面では心苦しく思うところがあった。この請願理由にあるように3月末というのは指導要録などの表簿の整理とか来年度の準備を行う時期であるので、講師の方々も、この中断期間は勤務しなくてもよいと言っても、勤務せざるを得ない状況になるのは間違いが無いところだと思う。いま教育長から中断期間が7日という説明をしていただいたが、私は全国的な運用でやむを得ないものと思っていた。ところが、いろんな請願者から送られてきた資料などを見ると28都道府県で中断が1日で運用しているということが分かった。そのような全国的な状況を見ると、どうなのか、宮城の取組が遅れているような印象も受けている。それで、このような要望があったのは昨年度というふうになっているが、県としては財政的な問題とか、いろんな問題があるので、検討期間が必要であったし、これからも必要なのかなとは思いますが、請願者の資料によると講師の数が、750名ほどいる。そうすると講師無しでは教育活動が成り立たないという状況があると思う。法の定める範囲になると思うが、講師の勤務実態に応じた運用とか、学校の事情に応じた運用については、どうか前向きに検討していただきたい。安心して働けるような勤務条件、環境を整えていくことによって教育活動がしっかりしたものになるのだろうと思う。よろしく願いたい。

(2) 平成18年4月19日付「県内市町村立小・中学校の標準的規模について」(宮城県教育庁義務教育課長)撤回し、再検討を求める請願について

(説明：教育長)

本年1月27日付けで民主教育をすすめる宮城の会から提出された請願について御説明申し上げます。資料は、6ページ及び7ページとなる。

請願の趣旨は、平成18年4月19日付けで各市町村教育委員会に送付した「県内市町村立小・中学校の標準的規模について」という文書を撤回し、改めて宮城県内の少子化と小規模小・中学校の現状を踏まえて再検討することを求めるものである。

その主な理由としては、まず、この文書が有識者会議による議論や教育委員会の議決を経たものでないこと、本文書では標準的規模と適正規模が同じ意味で使われていることをあげている。

次に、小規模校化への対応として小規模校のメリットと地域の現状を考えた学校づくりの観点から検討すべきであること。

さらには、小規模校のデメリットだけを強調したこの文書は偏った観点で作成されていることなどを挙げている。

平成18年に出したこの文書は、少子化の進行はもちろんのこと、市町村合併の進展という当時に状況を背景として本県の教育水準の維持向上について計画的に取り組む必要があるという認識から、各市町村教育委員会で小中学校の適正規模を検討する際の参考資料となるよう県全体を視野に入れた標準的規模を示したものである。

小・中学校の適正規模については、各地域の実情や教育上の課題、地域住民や保護者の意向、また、学校が地域活動・防災等の拠点として様々な機能を有していることなどを踏まえ、児童生徒や地域にとってより望ましい教育環境を確保する観点から各市町村が主体的に検討することが重要であると考えている。

市町村は、県の示した標準的規模を参考としながらも、地域の現状を踏まえ、様々な観点から学校の適正規模について検討しているものと認識しており、現時点では、本文書の撤回や再検討の必要性はないものと考えている。

請願者に対しては、ただ今御説明した内容を回答することで、御理解いただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

小野寺委員：小中学校の統廃合というのか、再編に関わる問題というのは多くの市町村が直面して

いる大きな課題である。子どもにとって最適な環境を整えるという視点が大事だと思うが、いま教育長が話したように学校が果たしている役割とか、あるいは住民の思いで、いろんな問題が絡むので合意形成が難しいところがあると思っている。それで、国が関係法令で適正な規模とか、標準的なものを示している。あれを見ると小中学校ともに12学級以上で、県で示したのが小学校で12学級、中学校が9学級で示しているが、この基準をどう捉えるかだと思う。一律に当然当てはめるわけにはいかないわけだが、宮城県の地方で、この基準を満たしている学校がどのくらいあるのかなあと思ったりする。いわゆる適正な規模の視点ばかりでは考えられないと思う。それから、高校の再編統合とは別な視点からも考えないといけない問題だと思っている。小中学校の問題は設置者である市町村が判断して決めていくことであるが、この県で出した文書は、県として、そういうことを踏まえて示したのだと思うが、もし県が示した意図と違った形で動いているとすれば、これは県としてもちゃんと受け止めていく必要があるのだろうと思う。どうか、この文書の趣旨については、検討・撤回する意思が無いというお話しであるが、その辺をもう一回立ち止まって考えていただき、会議等で十分な周知を図っていただきたいと思う。

教 育 長 先ほど申し上げたように、これは全県ベースで考えた時の一応の標準的規模というふうな意味合いで示しているわけであり、各市町村でこのことを踏まえてというか、参考にして、それぞれ各地域の実態に応じて、どのような規模が相応しいのかを考えていただくべきだと思っている。そういった趣旨で出したものであり、これは、今後会議等で、そういった趣旨を必要があれば改めて説明をしていきたいと思う。

小野寺委員 参考資料の一部として示したとは思。徹底されてはどうか。

委 員 長 そういう点は重要である。

佐 竹 委 員 やはり、こういうふうな意見が出てくるということは教育に対して非常に前向きに考えていただいているということ、まず真摯に受け止める必要があると思うことと、それから、いま教育長がおっしゃったように、これはあくまでもマニュアルであって、その地域によって考え方が違って来る、検討することが大事であるということ、もう一度きちんと言えることが大事なのではないかと思う。あくまでもこういうふうな基準というか、こういうふうなものであるが、現実にはそうでないところもあると思うので、そういうふうに対応しているということ、きちんと言えられたらよいのではないかと思う。

教 育 長 その点も配慮してまいりたい。

(3) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」に関する請願について

委 員 長 委員全員に諮った上で、第10号議案と関連があるので、第10号議案の審議終了後の報告とする旨決定。

(4) 宮城県社会教育委員の会議意見書について

(説明：教育長)

「宮城県社会教育委員の会議意見書について」御説明申し上げます。

宮城県社会教育委員の会議は、社会教育法に基づいて設置され、県内の社会教育の振興等について教育委員会に意見を述べるものである。

このたび、第30次宮城県社会教育委員の会議から「『地域の教育力』の活性化を目指す社会教育拠点施設の在り方について」、サブテーマを、「地域社会の人材や事業成果等蓄積されてきた地域教育資源の活用を通して」とした御提言をいただいた。資料は、黄緑色の冊子となるが、別に用意した概要版で御説明申し上げます。

趣旨は、地域の教育力の現状と課題を分析し、地域の教育力の活性化を図っている公民館における取組の事例から、地域の教育力向上に関わる共通の要素を抽出して、今後の社会教育拠点施設が目指すべき具体的な方向性を示すものである。

次に、意見書の構成と概要についてである。

1の「地域の教育力の現状と課題」、2の「新たな形の地域の教育力について」、3の「地域の教育力が機能するための手がかり」、4の「社会教育拠点施設の今後の方向性について」の4項目で構成されている。

3では、地域の教育力向上に関わる要素を「もの」、「人」、「関係」の3つの観点から分析し、地域資源を発掘・活用し、教育力の活性化に結びつけるコーディネート機能の充実がポイントになると述べている。

4では、社会教育拠点施設を取り巻く状況の変化と住民の期待や要請を踏まえ、「地域の教育力の活性化」を目指す、今後の社会教育拠点施設の方向性と、県の社会教育行政の役割について提言している。

(1)の今後の社会教育拠点施設の方向性では、住民主体の事業運営を促進するための環境を備えた「プラットフォームとしての公民館」という視点が大切であること。そのために、一つ目は「地域課題・住民ニーズを把握する調査機能の充実」、二つ目は「多様な情報の収集・蓄積と効果的な活用」、三つ目は「誰もが自由に利用できる活動拠点の提供と交流の促進」の3つのポイントを取り上げて具体的に方向性を提言している。

(2)の社会教育拠点施設の方向性に対する県の役割では、社会教育拠点施設への支援として、「市町村における社会教育主事養成の働きかけと研修の充実を図る。」、「県や教育事務所の生涯学習担当社会教育主事が市町村公民館の求めにより訪問し、運営や事業について助言する。」、「県内の社会教育主事有資格者を派遣し、支援するしくみをつくる。」

また、社会教育拠点施設の協働・連携への支援として、「地域の社会教育団体、NPO、企業等をつないで、連携・協働を支援する。」、「学校と地域の協働の取組が円滑に実施できる仕組みを構築する。」といったことを述べている。

県教育委員会では、従来から家庭や地域の教育力が教育の基盤として重要であるという認識の基に、様々な施策を展開してきたところであるが、今回の提言を踏まえて市町村の公民館等社会教育拠点施設への支援を充実・強化し、改めて地域の教育力の強化に向けて取り組んで参りたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

勅使瓦委員 市町村の社会教育主事の養成が一番の今後の課題だと感じている。なかなか市町村の場合、県からの社会教育主事の派遣がある場合は事業がどんどん進んでいて非常に円滑に回っている。私は蔵王町だが、蔵王町でもいまやっており、内容的にも非常に進んできている。ここ3年間、県から派遣されている社会教育主事の方が中心となっているような活動をやっている。ただ、居なくなった時に、それぞれの市町村で社会教育主事という肩書きが付いていても、いままでやっていた方と比べると意識レベルというか、その辺がちょっとずれてくるとなかなか進まなくなるという問題があるので、一番市町村の社会教育主事の養成と意識をどう高めていっていただけるかというところが一番大切だといま感じているので、資料にある社会教育主事の養成、研修の充実をしっかりとやっていただきたいと思っている。

小野寺委員 この意見書については、この前ちょっと見る機会があった。主として公民館活動を取り上げていると思う。社会教育の核となる公民館活動を取り巻く環境というのは、財政面でも、人的体制の面でも厳しくなっている。いま勅使瓦委員がお話されたように、県が社会教育主事を派遣している間の3年間は結構活発になるが、問題はその後である。その後の問題があるわけだが、公民館が地域活動とか、あるいは生涯学習の拠点として果たしている役割は非常に大きいし、これからももっと大きくなると思っている。多く

の公民館は頑張っているが、公民館が自ら変わらなければならないなど感じることもある。前年度踏襲型ではもうやっていけない。そのキーとなるのが、この意見書にもあるようだが、市民の参画である。いろんな団体との協働なのだと思う。その辺りを活発にやっている公民館と住民とのパイプが通っているのではないかと。事例を踏まえた意見書となっているので、どうか県や市町村の教育行政に活かされるような有効な活用を図っていただきたい。

それから、もう一つ付け加えれば、この教育委員会では今年度三本の答申があり大変だったと思うが、どうしても社会教育とか、あるいは文化財についての取り上げが少ないように思うので、もっとその辺りを取り上げていく必要があるなど感じている。

教 育 長 今回の提言は、いまお話しがあったように具体的なケーススタディをやって方向性を出しているということで、非常に分かりやすいし、大いに参考になる内容と思っている。是非これを踏まえて社会教育と地域の教育力を高めていくという観点で力を入れていく必要があると思っている。

委 員 長 僕も一言言っておきたいが、地域の教育力という時に、教育というのは個々人のいろいろな生き方に対して何かを与えていくという力もあるが、いまかなり多くのところで地域の存立そのものがかかなり怪しい状況がいっぱいあちこちで起きてきている。それをどうやって持続させるかというテーマが、あちこちでいろんな形で努力している部分がある。であるから、本当に次年度は学校も、家庭も、地域も総ぐるみで何かをやるのだというために、我々はこの辺に力を入れていかないといけないという思いがある。僕が関わっているまちづくりという運動は、むしろ教育委員会マターというよりは、地域の人達が、その少なくなってきている町の予算かなんかを使って自分達の自主的な行動も含めて何かをやっていく拠点になりかけている。そういうのは、ある意味で言うと乗っ取られているみたいな感じになっているが、ある意味で言えば地元の人達が自主的に動き出している部分でもあるので、その辺を本気になって力を入れて協力していくという在り方が大切かなと思う。この緑のレポートを少ししっかり把握しながら更なる展開を考えていきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

9 議 事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 平成22年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第3号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

第4号議案 職員の人事について

委 員 長 委員全員に諮った上で、第1号議案から第4号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第5号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

（説明：教育長）

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について」御説明申し上げる。

資料は17ページから26ページまでとなる。

23ページからの新旧対照表を御覧願ひたい。

今回の改正の内容であるが、県立高等学校の再編等による名称変更等や中高一貫教育による県立中学校の新設に伴い、「県立学校条例の一部を改正する条例」が昨年10月9日に公布され、本年4月1日から施行されることから、第26条及び第27条を改正するものである。

なお、この規則の施行期日は、本年4月1日とするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第6号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

第7号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

第8号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

第6号議案，第7号議案及び第8号議案について御説明申し上げます。

資料は，27ページから39ページまでとなる。

資料の32ページ及び36ページの新旧対照表を御覧願いたい。

「校長及び教員の採用手続に関する規則」及び「県費負担教職員の任免等の内申に関する規則」については，宮城県人事委員会の勧告に基づき，「学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例」が改正され，本年4月1日より学校職員の勤務時間が短縮されることに対応するため，規則において定めている様式の一部ほかを改正するものである。

なお，「校長及び教員の採用手続に関する規則」については，併せて，教員採用試験の際の願書の様式の一部を改め，「県費負担教職員の任免等の内申に関する規則」については，字句の整理を図るものである。

また，「学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例」の改正により，1か月当たり60時間を超えて時間外勤務をした場合の割増分の時間外勤務手当の支給に代えて，代替休を指定することができる制度が新設されることから，「県立学校の管理に関する規則」の一部を改正し，学校職員の代替休は校長が指定することとするものである。

なお，これらの規則は，本年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑)

佐々木委員 学校の職員の方々の勤務時間の内容にはどのようなものが含まれるのか。例えば，職員会議とか，子ども達のクラブ活動の監督などはどんなふうに使われているのか。あるいは翌日の学習のための資料作りとかは勤務時間に入っているのか。具体的な勤務時間が何時間が短縮されて，これが待遇改善なのか，そうでないのか私にはちょっと想像がつかないというのが正直なところで，実際にこの短縮するということにどんな意味があるのかと。つまり学校の先生方は，やらなければならないことは全部やらないといけないと思う。短縮したかぎりは，それを補うための人員は確保されて，やるべき仕事なり，時間なりを減らすのかどうかということももうかがいたい。先生方の勤務時間は減ったがやることは同じであれば，それがどのような形で先生方の福利厚生なりに影響していくのか。そのこともうかがいたい。

教職員課長 今回の勤務時間の短縮に関しては，先ほどの教育長からの説明にもあったとおり人事委員会の勧告に基づいたものである。人事委員会の勧告がなぜということであるが，中身としては従前8時間だったというものを7時間45分にして15分短縮するという中身であり，これは県内の民間企業における勤務時間の設定を人事委員会において調査をされて，それを踏まえて概ね大体7時間45分に設定になっているので，これは教育委員会だけでなく知事部局も含めて県の公務員全体に対して同じような勤務条件にすべしといった勧告がなされたということである。従って，これを受けて今回学校職員についても同様の改正するものであるが，先ほど御意見をいただいた業務の内容については，今回の7時間45分化に伴い何か業務が変わるということではなく，従前の部活の指導であるとか，授業の準備であるとか，学校の教職員が携わっている業務の内容が変わる

わけではなく、一方で勤務時間が15分短縮されるということであるので、実はこれに伴って給与が変わるということも一方ではないわけであるが、いまでも時間外にはみ出して部活の指導であるとか、授業の準備とかに携わられているという実態があるということは認識しているので、そういった点も含めて一層業務の効率化というものに取り組んでいかないといけないと考えているところである。

佐々木委員　　そうすると、例えば、時間外の手当が増えるとか、そういうことは無いわけですね。短縮された分も同じ業務をしているのであれば、当然時間外が増えると解釈しないといけないわけである。そのようなことはないのか。あるいは短縮された分の合計した分の職員が一人増えるとか。そういう形で補わなければならないと思われるが、その辺はどうなのか。

教職員課長　　学校の教育職員については、法律に基づき時間外勤務手当の対象からは外れており、いわゆる教職調整額というものがある。本給の4%を支給されるということで、その教職調整額でもって勤務時間の内外の業務の部分の評価するという仕組みになっている。今回、先ほど申し上げたとおり7時間45分化に伴って給与面で、あるいは手当で何かが変わるということはないということとあわせて、これに伴い教育委員会だけでなく知事部局も同じ考えであると存じているが、人的に何か人を増やして対応するというスタンスではなく、民間企業等における勤務の状況に合わせた勤務時間を設定することによって業務の効率化を一層推進して、むしろこの7時間45分化に適應するために効率化を進めるという努力が人事委員会の勧告の中でも任命権者に対しても求められているところであるので、そういった業務改善というか、そういったものを進めていかないといけないと考えている。

小野寺委員　　私は佐々木委員と同じような考えである。これに一体どういう意義とか、意味があるのかなと思う。県庁職員もそうなのか。そうであれば喜ばないと思う。仕事の量が変わらなくて時間を短くしたと言われても。効率的にやるということなのだろうが、効率的にやっても、超過勤務せざるを得ない現状ということについては多くの方が分かっていることである。それで、いま教職員課長が教職調整額4%が出ていると言ったが、これは時間にすると大体何時間なのか。

教職員課長　　特段数字というのは示されていないが、元々教職調整額が導入された時の話でいけば、当時8時間ぐらいという話だったと思う。

小野寺委員　　4%というのは、一か月8時間ですよ。この問題は人事委員会の勧告だからそういうふうな手続きをされたと思うが、現場の多忙の解消については、もちろん効率の視点も大事だが、別な視点から機会を見て取り上げる必要があると思う。

佐竹委員　　このように時間を設けるといのは、先生方にあまり負担をかけないようにしたほうがよいという意味だと思うが、実際のところいろんな現場の先生方の話を聞くと、いろんなやるべきことが有り過ぎて大変だということをよく聞く。やることが有り過ぎて大変になっているのに時間を短縮し、運動会とかいろんな行事もどんどん減って行っている状況で子ども達に何を良い影響を及ぼすのかなというのが一番あるし、やはり先生方が充実してこそその子ども達ではないかなということも凄く思うので、効率化というがどこを効率化すればよいのか、どのような効率化を具体的に考えているのかということも凄く疑問には思う。教育の場というのは私の観念からいくと、企業とはまた別なのかなと考えなくはないので、企業でそうだから先生方にも適應する。そうであれば別に何かフォローすることが必要になってくるのではないかという部分が教育というものを子ども達に与えるにはどうするのかという部分をもう一度考えなければならないのかと思う。現場でいつも運動会にしても、何にしても、本当にそれが短縮化されてきていて凄く寂しいなという思いがある。私は子どもの時はそういう学校行事がすごく楽しくて、みんな

なでいろいろやれたり、先生方ともコミュニケーションが別な意味で取れたり、そういう時間が割とあったような気がしているが、こうして効率化していくと削られて行くのはそっちなのではないかなという危惧を持つ。その時に子ども達とのコミュニケーションの時間をこうやって短縮していくことで、益々先生方の仕事の量が増えて、そして、そういう大事だと思われることが削られていったら、これからの教育はどうなるのかなと、私からするともっと検討すべき内容なのではないか、もう少し先生方に優遇するような措置があってもよいのではないかなと考える。

教 育 長

今回の規則改正は先ほど課長から申し上げたように、国のレベルで言えば人事院、県のレベルで言えば人事委員会の勧告に基づいて公務員の勤務条件を全体として均衡をとるための制度的な手当をするということであり、このこととは別にいろんな場面で言われている学校現場の多忙化の解消ということについて、私どもでも今後どうすればよいかということについて今年度あらためて検討しているところである。その検討した成果がほぼまとまりつつあるので、それを踏まえて来年度以降実効的に多忙化解消の効果が上がるように、いろんな場面で工夫していきたいと思っている。

勅使瓦委員

時間外が60時間を超えた場合には代替休が取れるということであるが、その時はかえって、それぞれの学校の校長先生とか、教頭先生とか、教務主任のクラスを持っていない先生に負担がかかるのではないかな。その辺についてちょっと心配だなと思う。特に宮城県内は小規模校が多いので、職員数が決して多いわけではない中で、その辺がきちきちとなった場合には、その辺の方々に負担がかかるのではないかなと思うが、いかがか。

教職員課長

その辺は説明を補うと、時間外勤務の代替として60時間超で代替休を支給できる制度であるが、先ほど申し上げたとおり教育職員については、元々時間外勤務の手当の制度の外にいますので、先ほど説明のあった60時間を超えた時間外勤務分の代替休制度については、学校でいうと学校事務職員、栄養教諭、あるいは技師の方のみの適用という形である。

委 員 長

私も同じようなことを言いたい感じであるが、基本的には、こういう形で数字で勧告されたものを受け入れていくということはやりやすいが、それを現実的に先生方がやる気を持って仕事をしていって子ども達に十分に対応していけるというのに、どう変えるのかという話が本当は一番大切なので、その辺にどう取り組むかというのは、これからのテーマとしていかないといけないというふうに思う。

佐竹委員

いま教育長がおっしゃったように教職員に対するいろいろなことを決めているようなので、それに大いに期待したい。先生あっての子ども達である。子ども達を育てるためには先生達が豊かであってほしい。

委 員 長

(委員全員に諮って)可決。

第9号議案 新県立高校将来構想及び第1次実施計画について

(説明：教育長)

「新県立高校将来構想及び第1次実施計画について」御説明申し上げます。

この構想及び実施計画については、前回2月19日の定例教育委員会において、協議という形で御説明させていただき、委員各位から御意見をいただいたところである。それらの御意見を踏まえ一部修正したものを本日議案として御提案申し上げます。

内容については、前回も御説明したところであるが、改めて簡潔に御説明申し上げます。お手元の資料1を御覧願いたい。

1の「策定の趣旨」についてであるが、配布資料に記載のとおり、平成12年度に策定した「現将来構想」が平成22年度で終期を迎えることや、中学校卒業生数が今後も減少するなど高校教育を取り巻く環境が変化してきていることを受け、平成23年度以降の中長期的な県立高校の在り方を示すものとして策

定するものである。

2の「新将来構想及び第1次実施計画案の概要」についてである。まず、(1)の「新将来構想」についてであるが、これまでの各種の教育改革の取組を土台として、平成23年度から平成32年度までの10年間の本県における高校教育改革の方向性と高校の再編整備の方針を示すものである。

「新将来構想」のポイントであるが、「人づくりの方向性」として、「主体的に生き抜く力の育成」と「人と関わる力の育成」を掲げ、この2点に焦点を当てながら、未来を担う人づくりを推進していくこととした。

こうした力を育成するため、「高校教育改革の取組の方向性」として、「学力の向上」と「キャリア教育の充実」、そして、それを支える学校づくりの観点から「地域のニーズに応える高校づくりの推進」と、そして条件整備の観点から「教育環境の充実、学校経営の改善」の4つを掲げ、重点的に取り組むこととしている。

また、これらの取組の具現化を図るものとして、社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置の基本的な考え方をまとめている。

なお、現将来構想においては、再編計画についても記載していたが、今回は、今後10年間の本県における高校教育改革の方向性及び再編整備の方針を示す新将来構想本体と具体的な学科編制や地域における高校配置計画を示す実施計画とに分けることとした。

(2)の「第1次実施計画」についてであるが、今申し上げたとおり、新将来構想に基づき、平成23年度から平成27年度までの県立高校教育改革の具体的な取組を示すものである。なお、この計画期間は5年間であるが、社会の変化や高校教育改革の取組に係る課題等の検証結果を速やかに次の実施計画に反映し、時代に的確に対応できるよう、今回は1次実施計画であるが、今後2次、3次と3年ごとにローリングしていくこととしている。

なお、前回の各委員からの御意見を踏まえ、修正した部分がある。資料3の9ページを御覧願いたい。前回、「個々の高校、特に普通科高校の特色づくりへの取組がよく見えない」という御意見があったが、これを踏まえ、9ページの下から9行目に、「さらに、地域や生徒の実態に応じた学校設定科目を積極的に導入するなど、各学校の教育課程を工夫していきます。」という一文を加えている。

次に、同じく資料3の12ページを御覧願いたい。こちらについては、「地域における学校配置に当たっては、各地域の事情を十分踏まえる必要がある」という御意見があったことから、2の「学校配置の考え方」の2段目の最後の文章に、「地域の教育的ニーズを十分踏まえ」という表現を加えたほか、学校配置に当たっての配慮すべき視点として掲げていた5項目のうち、「地域との関わり」の部分を一番目に移動している。

また、これらの変更にあわせて第1次実施計画においても、10ページの普通科の部分に項目を追加したほか、12ページの再編の基本的考え方の部分の記載についても一部変更している。

このほか若干の整理を行っている。

新県立高校将来構想及び第1次実施計画案については以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員

いくつかうかがいたい。これについては、これまでも意見を述べてきたわけであるが、今日が予定からいくと最後だと思う。それで、構想全体についてであるが、審議会が多面的な調査や議論をされて、一つとしては、これからの高校教育で培っていく資質として2点、それから、それを育てていくための柱が4項目示されている。それと、再編整備の考え方も報告されたようであるが、詳しいデータと共に示されている。したがって、私なりの捉え方をすれば、視点としては明確性があると思うし、やはり高校教育を展望した総合性のある答申だと受け止めている。それから、第1次のアクションプランについても2ページにあるように行動的に示されているので、これを着実に進めていきたいというのが私の基本的な考えであるが、いくつかうかがいたい。

この構想は、現場にある程度流されていると思うが、現場の受け止め方はどうなのか。現場の問題意識とマッチしているのか。その辺りが私も分からないし、そういうことがこれから大事だなと思う。それを最初にうかがいたい。

教 育 長

これは20年度、21年度の2ヶ年をかけて策定を進めてきたものであり、今日の委員会で最終決定をいただければ、これから学校現場に周知をしていくという流れになる。ただ、いままでの策定のプロセスにおいて、いろんな場面で学校現場の関係者の御意見はいただいているので、基本的には学校現場の実情を踏まえ、なおかつニーズを踏まえた内容になっているものと思っている。今後実際に各現場で取組をしていただくに当たっては、あらためていろんな場面で説明し、理解をいただいきたいと思っている。

佐々木委員

これまで説明を何回も聞かせていただいて、いろいろな御意見があり、他の委員から出た意見も、本当に室長をはじめ担当の方々が一生懸命、はっきり言えば知恵の全てを注いで十分練っていただいたと私は感じる。いろいろな過不足、それから、それぞれの考え方、あるいは実際に動き出してみた時に、いろいろな思いがけない、想定できないようなことというのは常にあるものだと思うが、現時点では可能な限り努力されて、十分配慮して可能な限り抜けが無いように一生懸命つくっていただけたなとは思っているので、御苦労様ですと言いたい。ただ、希望するのは、これが本当に実現されるような行動を期待したいと思う。

小野寺委員

いわゆる再編統合というか、学校配置というのか。アクションプランを見ると、登米地区の場合とかは地区の要望と県の考え方がマッチしたものである。それから、女川町への配置は、特別支援の在り方検討委員会の提案の考え方が活かされているので、望ましい形なのかなと思う。今後、整備に係る実施計画が2次、3次と示されてくるのだろうと思うが、地方において5年間程度、学級減で対応できるが、その先が問題になることも見えている。石巻ぐらいでも2学級規模の学校がどんどん出てくる。それで、繰り返すが学級減では対応が難しくなるので、ある面では大胆で柔軟な考え方が求められてくる。学級減の先が問題となる。生徒にとってやはり自宅から通えて、そして進路希望が実現できる学校というのが選択できる環境が望ましいわけである。そういう環境を維持、整えていくことが、私はこれから問われていくのだろうと思う。それで、私は行政としてやはりその辺りで、もちろん全県的に推進して行くという立場であるが、小規模校の存続を願う思いである。そういうことで教育長からも説明があり、付け加えられたと思うが、地域における高校の使命とか、存在とか、役割をどんなふう考えていくのか、行政がやはり議論して知恵を出して行く必要があると思う。もう一つは、地域なのだが、地域と言ってよいのか、地区と言ってよいのか、旧学区でもよいが、このように少子化が進む中で本当に地域が元気がなくなってきているわけだが、自分達が住む地域の高校の在り方、例えば、どのような高校や学科が必要なのか、地域で議論する仕組みをつくって、設定して提案していくことが求められると、私は行政と地域の両方にいま言ったことが必要になってくると思うが、どうか。

教 育 長

今後少子化が進行して、どんどん学級数が少なくなってきて小規模校化することが予想されるわけであるが、その場合に、その次のステップとしてどうするかということについては様々な議論が有り得ると思う。高校はある程度の規模が必要なので統合すべきだという御意見もあろうし、いやそうではなくて、地域の中における高校の位置付けということを考えれば、小規模校化しても極力残してくれという考えもあろうと思う。その辺りはやはり各地域・地区の実情に応じた対応をすべきだろうと思っており、要するに行政の立場として一律の考え方で進めて行くということであってはならないだろうとは思っている。各地域・地区で住民の方、あるいは、その学校関係者が十分に問題意識を持って、どうすべきかということ議論をさせていただいて、そこに我々行政も加わって

在るべき姿を探っていくのが望ましい形だと思っている。

小野寺委員

是非そういう方向で進めたいと思う。それが、地域を元気づける一つの方法になると思う。地域もやはり自分達の責任というものを考えて、自分達から提案していく仕組みとか、力を持たないといけないのかなと思う。

委員長

いろいろ申し上げて、いろいろ配慮していただいたが、いま20世紀から21世紀に変わる変わり目で、もの凄い社会的な変化が起きてくる大転換点にいるという問題意識をもう少し強く出しながらでないと、いろんな話が10年後の話というのは難しいと思い、いろいろ申し上げたが、まあいろいろ地域との関わりということで学校配置の考え方を頭に持ってきてもらったりだとか、いろいろ配慮してもらったが、もうちょっと大変な問題に我々はいま直面しているというのが僕の本当の認識である。そういうような意味で状況がみんなの頭の中に見えてきた時に、大胆にこの計画を本当は基本構想という枠組みは変えないで、その後のアクションプランのところで少しずつそれに合わせながら変えていくというが、そのアクションプランの運用というのを大胆にして、やはり変わってきたのが分かったら、それに積極的に対応するぐらいの雰囲気に対応してほしいというのが一点である。

それから、もう一点は、高校を卒業した人が将来社会の中でどういうプロセスで社会人になって役に立っていくのかと考えると、いま起きているようなドロップアウトしてしまうような若者とか、あるいは目標が見えなくて、どこに行ったらよいかというのが見えないというような状況はなんとしても変えないといけない。落ちこぼれを無くして、みんな何かある一つの夢を持って取り組めるような高校教育にどう進めるかというのが本当のテーマで、そのテーマについてはあまりいろいろ書かれていなくて、まあいろいろ書いてはあるが、それをもう少し幹に据えるぐらいのことではなかったのかなと思う。その辺もアクションプランの中で状況を判断して大胆にやっていただけたらよいというのが私の考え方で、いままでのこういう計画を受け継ぐと、こういうことになるのかなという感じであるが、プランニングの仕方やなんかは、もう少し早く審議会の方々と話をするとかのプロセスを踏ませてほしかったなという気が若干ある。次の計画づくりの時には是非ある時間をもう少しとって、そして意見を広く集める仕組みをこれまで以上にしてほしいという注文を付けて。

佐竹委員

つまらないことかもしれないが、いまのアクションプランの話で、先ほど小野寺委員がおっしゃったように地域をもっと活性化するために連携をというお話しがあったが、非常に良い例もあると思う。名取でのことであるが、農業高校では自分達で採った作物を地域で自分達で売る。そうすると、地域の人達は農業高校の子ども達が作ったものだからということで沢山買う。その時に声を掛けたりして、行政側のほうからだけアプローチするのではなくて、学校も地域も両方がアプローチできるような良い例が沢山あるのではないかなと思う。ああいう良い例のところを本当にもっと皆さんに啓蒙して、もっと地域と行政と、それから学校とが連携するという具体的なものを打ち出していったいのではないかなと思う。毎日ぐらい来てくれるが、その時に採れたものを各家庭に売りに来てくれるが、その時の買う側と売る側のやり取りが非常に心温まって良いなと思うし、地域が育てている、地域も育てているという感覚をあの時に一番感じる。子ども達が本当に生き生きとしており、頑張ってるねと言うと、これから農業をやりますといった発言もありとても嬉しいし、そういった地域性のある、それから地域色のある、そして地域も学校も一体感が持てる、そういったことを実際にやっているところもあるわけなので、来てもらうだけ、何かするだけではなくてお互いにコミュニケーションが取れるような方策をアクションプランで出していただけたら嬉しいなというのを大きく期待したい。これにも、そのことを網羅していろいろ書いていただいていると思いつつ

も、実際、アクションプランになった時には、具体的にこういう例もあるので、こういうふうにはいかがかというのをどんどん打ち出していただければヒントになると思う。大いに期待したい。

教 育 長 　　いま委員長なり、佐竹委員から御発言があったことに若干繋がるかと思うが、実施計画の1ページを御覧いただきたいと思う。第1章の「実施計画の位置づけ」の3「実施計画のローリング」という部分がある。先ほどの説明の中でも申し上げたが、この実施計画を今後適宜にローリングしていきますということを申し上げたわけだが、一応、ここで示しているようにこの10年間で1次、2次、3次という予定でローリングすることを想定はしているが、いま文部科学省でも様々な制度的な変更を検討しているやの情報もあるし、県内の具体的な状況としても様々な動きがあるので、こういったいまの想定にあまり拘らずに必要ながあれば柔軟にローリングしていくということも考える必要があるのかなと思っている。

委 員 長 　　（委員全員に諮って）可決。

第10号議案 宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針について

（説明：教育長）

「宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針について」御説明申し上げます。

資料は、41ページから47ページとなる。

今回の見直しに当たっては、平成20年7月17日開催の平成20年度第1回高等学校入学者選抜審議会に諮問し、1年半に及ぶ慎重な審議を経て、去る12月16日に審議会から答申を頂いたところである。

この答申を踏まえて事務局としてさらに検討を加えた結果、42ページの別紙のとおり宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針を定めたものである。

方針では、まず、今回の見直しについての基本的な考え方、高校入試を取り巻く教育環境の変化や改善の必要性について前段部分に記載している。

次に、審議会への諮問から答申までの審議の経過について意見聴取会やパブリックコメントの実施など、各方面からの意見も参考にしながら審議会において慎重な審議が行われ答申がまとめられたことを記載している。

そして、この答申を踏まえ、新しい入試制度の在り方と「宮城県教育振興基本計画」及び「新県立高校将来構想」との関係性なども含め、これまで多方面から頂いた御意見も参考にしながら、さらに慎重に検討した結果、受験生の多様な能力・適性を多面的に評価するという現行制度の理念の継承、受験生の意欲や目的意識を大切にした選抜の仕組みの重視、各高校の特色ある学校づくりの一層の推進、学力の向上等から総合的に勘案して、県立高等学校の入学者選抜を、資料の記に示しましたように見直すこととしたものである。

1つ目として、新しい県立高等学校入学者選抜については、答申を踏まえ別記のとおりとすること、2つ目として、本日の制度決定を前提に、現在の小学6年生が高校入試を受検することになる平成25年度入試から導入すること、3つ目として、新制度についての十分な周知と、円滑な制度移行を期するために、県教育委員会と各高校が一体となって、諸準備に取り組むものとするとしている。

なお、別記の「新しい県立高等学校入学者選抜について」に関しては、担当課長から説明させるので、よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（説明：高校教育課長）

それでは、43ページの「新しい県立高等学校入学者選抜について」御説明申し上げます。

前期選抜、後期選抜、第二次募集の最大3回の受験機会を確保することとした答申の内容を踏まえ、1から3までで各選抜の仕組みについてまとめている。

まず、1の前期選抜についてである。

(1)のアの前期選抜では、受検生の多様な能力や意欲、目的意識を重視すること、各高校の「特色ある学校づくり」を一層進めること、学力の向上という趣旨から、すべての高校で実施することとしている。

イの募集割合について示しているが、現行の推薦入試より上限を下げ設定することを原則として、表のような割合にしている。答申では、英語・理数に関する学科の上限は普通科と同様に20%、体育・美術に関する学科の上限は40%となっていたが、今回の入試改善の一つの柱である「学校・学科の独自性の尊重」という観点から、より学科の特色を打ち出すことができるように、英語・理数に関する学科については、他の専門学科と同様の30%を上限とし、体育・美術に関する学科の上限は50%としている。

(2)のアについては、前期選抜において公平性の視点から、現役生徒だけでなく過年度卒業者の出願も認めることとしている。

イでは、あらかじめ各高校が「出願できる条件」を公表し、受検する生徒自身がその条件を満たすと判断した場合に出願できるということを明記している。

(3)では、受検する生徒自身が記入する志願理由書を出願書類とすることとしているが、これは選抜資料とはしないこととしている。

(4)では、面接・作文・実技等の中から学校の判断で必ず一つ以上実施することとしており、学力面だけの選抜とはしないことを明確にしている。

一方で、中学校における基礎的な学力の定着度を確認するという観点から、(5)にあるように、3教科の学力検査を必ず実施することとしている。また、学力検査を実施しない教科については、調査書点を算出する際に比重を大きくすることとしている。

(6)では、調査書とともに、面接・作文・実技等及び学力検査の結果に基づき、総合的に審査すること、その配点について、各高校で定め、あらかじめ公表することとしている。

ここまでについて、資料46ページの参考資料を使って、もう少し詳しく御説明申し上げる。

なお、資料に「平成25年度から始まる」と記載しているが、これは平成25年度入試、つまり平成25年春に行われる入試からという意味で表記しているのので、御了承願いたい。

まず、「出願できる条件」のイメージの表を御覧願いたい。この条件については、高校が前期選抜に出願してほしいと考える生徒像を、受検生の立場から言えば、条件を満たしているか否かについて判断できるように、より具体的に示すべきであると考えている。

表に、各高校が示すべき項目を から というこゝであげている。

の求める生徒像については、受検生が目的意識をもって高校を選択していくことにつながるような文言になるよう今後さらに工夫をしたいと考えている。

から までは、各高校の判断に応じて示すべきものとしており、今後、 も含めて具体的な内容を各高校で時間をかけて検討した上で、公表することとしている。

次に、前期選抜の「選抜の仕方」のイメージについてであるが、下の表のように、調査書点及び各検査の得点を加算し、合計した点数を基に選抜する。選抜の手順については、右側にあるように2段階で行うこととし、第1段階で募集定員の一定割合に入っている受検生について選抜し、第2段階で調査書をより活用して選抜できるようにしている。その際、それぞれの選抜資料の配点について、具体的には47ページの表のようなイメージで、各高校が一定の範囲内で定め、あらかじめ公表することとなる。なお、調査書点は、学力検査を課す3教科の評定はそのまま、3教科以外はそれぞれの評定を2倍し、合計22.5点満点とし、調査書の各教科の評定以外は点数化をせず、主に選抜の第2段階で活用することとしている。

以上が前期選抜についてである。

次に後期選抜についてであるが、44ページにお戻りいただき、2を御覧願いたい。

後期選抜は、現行の一般入試と同様に調査書及び5教科の学力検査の結果と、必要に応じて実施される面接・実技の結果を選抜資料とし、その結果に基づいて総合的に審査することとしている。

また、各高校の「特色ある学校づくり」を一層進めるという観点から、調査書点と学力検査点のどちらをより重視して選抜を行うかについては、各高校で定め、あらかじめ公表することとしている。

3の第二次募集では、調査書に加えて、各高校の必要に応じて、面接や作文、実技、学力検査を実施し、

一つ又は複数の結果を合わせた審査ができるとしており、現行の第二次募集と同様である。

4の「連携型及び併設型中高一貫教育に関する入試」についてであるが、(1)の志津川高校の連携型中高一貫教育に関する入試では、今回の入試改善全体の方向性を踏まえ、前期選抜に準じて3教科の学力検査を選抜資料に加えることとしている。また、(2)として古川黎明高校及び仙台二華高校の「併設型中高一貫教育に関する入試について」、施行規則の規定に基づき、併設型中学校を卒業見込みの者について選抜は行わない旨を明記している。

5の「調査書」については、45ページに示した様式例のように、選抜資料としての有効性を確保した上で、簡素化を図ることとしている。

なお、来年度の入学者選抜からこの様式を基に、A評定の記載部分を加えた形で調査書の改善を図る方向で検討を進めている。

以上が、新しい入学者選抜の概要である。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 確認したい点が結構ある。例えば、前期選抜も後期選抜も学力検査と調査書の5段階評定と同じことで判定されるのではないかという見方がある。同じ尺度で判定するのならば2回にわたって実施しなくてもよいのではないかという意見があると思う。なぜそのような考え方が出るのかというと、例えば、面接とか、作文とかの調査書の評点以外の項目、あるいは資料が選抜の資料として活用されているのかなという思いが、特に中学校現場にあると思う。これを実際に数値化するというのは難しいと思う。ここが難しいと思うが、その辺りなのである。前期選抜の狙いとか、後期選抜の狙いの違いとか、資料の違い、その辺りがある程度はっきりと説明されていかないとその問題が尾を引いていくと思うが、いかがか。

高校教育課長 そのとおりだと思う。それで、47ページを御覧いただきたい。

前期選抜については3教科の学力検査を行うが、生徒のいろいろな特性、あるいは意欲等も含めて重視するということで後期選抜とはカラーを変えているというところである。具体的に47ページの配点例を御覧いただきたい。これまでだと調査書点と、例えば、学力検査をやれば学力検査点とその他の資料の使い方というのはどの程度の点になるのか明記されていなかった。今回は、例えば、X高校であれば面接が50点、作文が100点、調査書が225点満点で3教科の学力検査点の合計点が150点満点となる。学力検査点と作文、面接点の比重が同じということとなる。Y高校で言えば実技の点数が300点満点であるので、調査書よりも学力検査点よりも大きな比重となる。これをあらかじめ一覧表にして受検生に遅くとも1年前には示す段取りとしたいといまのところは思っている。であるから、そういった形で各高校がうちの学校はどこに比重を置いて前期選抜を行うということが明記されるので、そういった意味で前期と後期の違いは説明することができると思う。これを十分に説明しないと逆にいま御指摘があったような心配が出てくると思うので、十分にこちらでも特に重点を置いて説明をしたいと考えている。それから、その下に後期選抜の仕方のイメージを書いている。これも従来の領域A、大体80%前後であるが、これを第1段階として選抜する。第2段階として領域Bの残りの定員の選抜を行う。この時に調査書の調査書点以外の部分は点数化しないということとした。点数化はしないがこの部分で十分に活用するということで、点数化はしないがこの第2段階において調査書の記載事項、評定以外の特別活動の記録などの資料も用いて総合的に選抜しますと明記した。であるから、こういった形で前期選抜でも同様であるが、調査書の数値にならない部分もしっかり活用して総合的に選抜するということを明らかにしながらやっていくこととしたいと考えている。

小野寺委員 その辺りが一つのポイントだと思う。それで、前期選抜の問題として自己推薦してい

くわけだが、不合格者が多く出るのではないのかということが懸念されている。それを含めて、この新しい制度設計で心配されることはあるのか。そういうこともきちんと明らかにしていったほうが良いと思うが、いかがか。

高校教育課長 前期選抜については、中学校の校長先生が推薦するといういまの推薦制度と違って自己推薦、自分で出願することとなる。そういう意味では前期選抜に大変多くの受験生が集まって大量の不合格者が出るという懸念はある。そういった実例も他県においてあるので、事務局としては最大3倍から4倍程度で制度設計をしており、1年目、2年目辺りまではそのくらいになるかもしれないが、多くてもその程度に収まるような出願条件を示していくべきだと考えている。極めて高い倍率になった他県の例を見ると、この出願できる条件がかなり抽象的になっており、実際には誰でも受検できるような形になっているという部分があった。であるから、宮城で実施する場合にはできるだけ具体的に、ある程度受験生にそれを読んでもらい自分が当てはまるかどうかという判断がしっかりできるような条件にしていきたいと考えている。

小野寺委員 絞るといふか、それもまた制度の趣旨としては矛盾する。その高倍率にならないようにするという、その辺りが私の頭の中では理解できないし、難しい問題だと思ったりしている。

高校教育課長 ここは、反対のベクトルの二つのものを一つの制度の中に入れていくということになるので、誰でも受けられるようにすれば大量の不合格者が出るし、極めて厳しく絞り込めば誰も受検できないということになるので、そこは、それぞれの高校と高校教育課が相談しながら出願条件を具体的につくっていくことになる。ただ、既に先進県もあるので、そういった情報もしっかり入れながら、どうしてもある程度絞り込まないと大量の不合格者が出るということがあるので、そこだけはやはり絞り込まざるを得ないと現状では思っている。その辺は他県の情報を更に入れながらできるだけ良い形でスタートできるように更に準備を進めたいと思っている。

勅使瓦委員 二つほどある。まず一つは、調査書のところである。調査書についてはよく分からないが、前期選抜も後期選抜も1年前、2年前に中学校を卒業している生徒が受検できるということなので、例えば、中学校の時の調査書の内容が非常に悪い生徒がいた場合に2年後に受検しようと思った時に、その2年間に必死になって学力を付けて高校を受検しようとした時に中学校の時の調査書が一つの目安となる。そうなるとう調査書の点数というところがその受験生にとっては非常にマイナスになってくるという点では心配がある。

あともう一点は前期選抜のところ、前期選抜のパーセンテージをいままでよりも絞っているの、前期選抜で不合格になった生徒が後期選抜も受検するケースが非常に多くなるので、その時に前期選抜の段階で教科が3教科とはいえ、それぞれの受験生の目安というのは高校側では事前に分かる。それで、後期選抜を後で受検した際にどうしても高校側としては良い生徒を確保したいということが当然あるので、そういうことが働いて先ほどのイメージのところ、いくとAの部分で、前期選抜で不合格になった生徒がその領域Aのところ、Aダッシュというような形で入り込むケースが無いとは思いますが、それが心配である。後期選抜はまるきり前期選抜関係無しでやられるの、そういう部分はどうか。

高校教育課長 まず、調査書が極めて低かったという生徒の対応ということであるが、いまの制度設計の枠の中では、前期選抜は学校によって調査書の比重がかなり変わってくるので、そういった中で学校を選んでいくということが一つできるのかなと思っている。

それから、前期選抜の結果については後期選抜に一切引きずらないので、前期選抜の時にたまたま調子が悪い、熱が出た、そういった生徒もいるはずなので、であるから、

前期選抜の結果を後期選抜で使うということは一切無い。まったく新たな同じ条件で後期選抜を受けてもらうということになる。

佐竹委員　　いまの説明はよく分かった。ちょっとずれるかもしれないが、この前、この選抜試験のことで小学校6年生のある母親から高校に入れなくなるという噂が、全員がその高校に入れるというふうにならないという噂がいま学校で飛び交っているので、入れなくなったらどうしようという質問を自分が教育委員だということ知らない方々から随分沢山いただいております、その方々には大丈夫になるよと話したが、その辺のことも、いまは前期選抜、後期選抜のことに集約しているが、まだその段階までいかない子ども達もいるわけで、その親御さん達は非常にいま不安がっているという現実が本当にある。噂が飛び交っていて、どうしようと小学校のうちから心配しているので、きちんとした説明をしていただきたいと思う。

高校教育課長　前期選抜はある意味ではどうしても必要なので絞り込みをするが、後期選抜はどなたでも受けられるので、そういった意味では必ず最低一回は全員が受けられる。そういったことは十分説明したい。

佐竹委員　　後期選抜があっても落ちる可能性が十分あるわけで、落ちた時にどこにも行けなくなったらどうしようとなっているので、二次募集があるということだろうが、制度が変わるとそういった不安が必ず出てくると思うので、現実的にお母さん達の中では随分そういった不安を訴える方々もいる。こういう情報は錯綜する場合があります、今後入れなくなる子ども達が凄く増えるという不安を親が持てば、子ども達はもっと不安になると思う。これは本意ではないと思う。子ども達に対してもっと枠を広げており、自由で自分をアピールできるというのがこの選抜の一番の目的だと認識しているので、意識を高められるというか、勇気を持たせられるような啓蒙の仕方ときちんとした情報の提供が大切だと思っているので、よろしく願いしたい。

高校教育課長　先ほどの説明でもあったが、25年の春ということはいまの小学校6年生であるので、その人達は4月から中学校1年生となる。そういったことを考えるとできるだけ早い段階で、春のうちから各市町村の教育委員会なり、中学校なり、PTAなりお知らせができるように、できるだけ早く準備を進めて説明に出向いて行きたいと考えている。

小野寺委員　　今日、ここで10号議案をどうするかということだと思うが、それで、いままでもいろいろ質問を通してこの制度の特色とか、あるいは課題等を教えていただいたつもりなのだが、自分の意見を総括的にいま申し上げれば、入試に対する理念とか、考え方は制度に集約されると思う。前にも話したが、推薦入試を見直すということがあった。それから、もう一つは一般入試に改善を加えていけば、一般入試と二次募集の2回で対応できないかなという思いを持っていた。そのことは申し述べてきたつもりだが、それはなぜかという公平性が一番確保されると思っている。いろいろこれまでの間、審議会等の話なども聞いて、前回はこれまでの入試制度の流れとか、あるいは全国の動向とか、あるいは生徒・保護者の要望とか、あるいは現制度との比較をすると入学者選抜審議会が1年半かけて意見聴取会とか、パブリックコメント等を踏まえて調査、審議されて出された答申が総体的にバランスがあるのかなという受け止め方をしている。それを幾つか申し上げると、推薦入試の弊害が出ているという大方の意見がくみ取られている。併せて、生徒の多様な能力を多面的に評価するのだという、それが私は大事だと思っておりそういう考え方が継承されている。だから全体的には公平性とか、透明性を高めるような努力、改善がなされているということが一つある。二つ目は、生徒・保護者が要望する3回の受検機会が確保されているという一定の安心感が持てるということである。一定のセーフティネットが張られるということである。全てに張られているわけではない。それが、この制度の限界だと思う。それから、三つ目は自己推薦型の入試、これは

いまの生徒の問題である。目的意識が持てないとか、将来を描く力が弱いということがあるわけだが、それに対応するようななんというか未来指向性があるのではないかという捉え方をしている。四つ目は今回の入試制度は学校裁量の幅が随分拡大していくと思っている。特色ある、魅力ある高校づくりが期待できるということである。やはり中学校教育とか、高校教育の改善に繋がっていく期待が持てるということである。五つ目は最も事務局が狙いとしているのかどうか分からないが、学力検査を前期も後期も行うことによって学習意欲というか、そういう面の向上が期待できるのではないかという、総合的に言えばその五つの理由である。以上である。

委員 長

これが本当に成功するかどうかの鍵は、学校が特色を持つというのが本当に子ども達から見えるような特色を持った学校になれるのかということ、それから、子どもが高校に入るまでにこんなことをやって、こんな方向に進んでみたいというような気持ちを子どもに持たせられるのかという辺りの話に、それが無いと何をやっているのかあまり分からないようになりかねないという気がする。特色をしっかりと持っていないと、ここでやっている前期というのが何をやっているのか分からないようなものになってしまいそうであり、選抜の見直しという話だけではないような気がする。それは、みんなで取り組まなければいけないテーマだし、その取組にはそれぞれの学校が持っている地域との関係とか、同窓会との関係だとか、そういったものをしっかりと見ていく必要が出てくるというような気がする。僕は若干少し違っていて高校選びというのはある種のマッチングだと思っていて、入試の点数の上下というだけでなく、いろいろな行為があって、そういう行為で伸びたいと思っている子ども達が、そういう高校に行きたいというのを、どういう格好で選べるかという難しいテーマを持っているわけだが、あまり選抜のところで力を入れるのではなくて、この頃は結婚なんかもイージーになっており、あまいよいことではないが、してしまってから違うと思うと別な人に変えていくような社会になりかけているわけである。しっかりと選ぶのだが、違ったと思ったら次のステップに行けるという自由度をどういうふうに持っていてやれるのか。初めは野球をやりたいと思っていたが、野球をやるためにここに行ったが、どうも自分は音楽のほうに能力があると途中で思うようになって方向を変えたりするという動きをどういうふうに掴まえてフォローしていけるのか。その仕組みづくりが選抜だけでなく大切ではないかなと思っていて、そういう意味では、この選抜にあまりウェイトをかけてそれで行ってしまうと固定されてしまうというのではなくて、ちょっと違うなと思えば、ぶれてしまったりしないうちに本当にやりたいところにすっといけるルートをつくっておくとか、学校のレベルというのをいままでは、学力で上からずっときているという世界もあるが、緑色の学校とか、黄色の学校とか、いろいろ特色のある学校があって、いわゆる一律に上から並べるというものではなくて非常に多様だというのが本当につくれて、それで高校を卒業した人が地域社会で役立ったり、世界で役立ったりするという方向にちゃんと進めるかどうかという話だと思う。だから、この選抜については相当多くの意見を入れ、委員会でも、かなりいろんな発言があった中で最終的にまとめたということなので、僕はこれ以上これについては言わないが、その運用に当たっては子ども達が自分の進路を本当に上手く選択していける、大学受験だけがすべてでは必ずしもないし、大学受験も多分随分多様になっていくだろうと思う。そんな意味で幅広く考えていただくということで、一応僕はこれで賛成する。

教 育 長

高校入試制度に盛り込むべき要素というのは正に沢山あり、そういういろんな要請をパーフェクトに入れ込んだ制度をつくるというのは極めて至難であり、多分それはできないのだろうと思う。いろんな要素をどう組み合わせるかというのを、いろいろ時間をかけて審議会で、あるいは我々事務局で検討してきた中で、現時点ではこれが一番適当

ではないかというふうなことで取りまとめたものが、この案である。しかし、これが絶対だというものではないので、やはりいま委員長から御指摘があったことも含めて常により良いものを求めていくという問題意識は持っていかなければならないと思っており、そういった意味で今後入学者選抜審議会でも常に問題点を探りながらより良いものを求めていくということで、いまもそうしているが今後もそういった姿勢をきちんと持って行くべきだろうというふうに思っている。

委員長 先ほどの佐竹委員が発言していた世の中の噂というのは、僕はあるのかどうかよく分からないが、あるのだとしたら、それは違って、本当に少なくなった子ども達が自分のやりたいことを見つけて、思う存分社会で力を発揮するためのお手伝いを教育委員会なり、高等学校ではやるので、みんなが望みのところを探していけるようにどうやったらやれるかというのがテーマである。だから、なんというか受検の制度があまりにも大きくなってしまっているために制度が変わると怯えてしまうという状況があったり、受検産業みたいなものがいろいろ誇大広告をするために間違ったイメージを与えてしまうというようなことがありがちだが、やはり教育委員会からはしっかり発信して、それぞれの子どもがうんと伸びていくということのために、こういうことをしているということを伝えて、やはり問題があったら変えていかないといけないというような姿勢を持つことが大切なのではないかと思う。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

10 教育長報告

(3) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」に関する請願について

(説明：教育長)

本年2月3日付けで、民主教育をすすめる宮城の会、宮城県教職員組合、宮城県高等学校教職員組合から提出された今後の県立高等学校入学者選抜の在り方に関する請願について御説明申し上げます。

資料は8ページ及び9ページとなる。

9ページを御覧願いたい。

今回の請願項目は、9ページにあるように、一つには、平成25年度に導入する県立高等学校の新たな入試制度では前期・後期に分けずに一回で選抜を行うこと、もう一点が、新制度導入から3年以内に成果と問題点を検証し見直すことの2点である。

その理由として大きく4点であり、1つ目は、前期選抜と後期選抜は教科数に違いがあるものの学力検査と調査書という同じ尺度で選抜されることになり、2回に分けて行う意味はないこと。

2つ目は、前期選抜は、大量の不合格者を生じることやはじめから受検をあきらめてしまう生徒が出てくることが懸念されること。

3つ目は、新しい入試制度では、後期選抜でも合格可能性が高い者が早めに合格を決めていく制度であり、どの受検生も受検機会が3回保障されているとはいえないこと。

そして、4つ目は、前期選抜と後期選抜を別な尺度で審査を行う場合でも、1回の受検で募集枠を複数設定するなど、生徒の心に不必要な傷をつけずにすむ方策を考えるべきであることである。

当請願項目の第1点目については、ただ今決定いただきました見直し方針を踏まえ、受検生の多様な能力・適性を多面的に評価するという現行制度の理念を継承するとともに、受検生の意欲や目的意識を大切に選抜の仕組みを重視するなどの理由から、最大3回の受検機会を確保すべきであると考えている。

次に、請願項目の第2点目についてであるが、県教育委員会では、新制度の導入の如何に関わらず、毎年、高校入試に係る様々な事項について調査・審議する高等学校入学者選抜審議会に諮り、検証をしながら必要な改善を加えているところである。

請願者に対しては、ただ今御説明申し上げた内容を回答することで、御理解をいただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

- 小野寺委員 入試がこうあればよいというのは、いろいろあると思う。全ての要件を満たした制度度というのはつukれない。やはり一長一短ある。ところが、入試に関しては基本的な考え方をしっかり持ってどこにポイントを置くかではないかと思っている。それで、請願者が懸念している点については、これまでも質問を通してうかがってきたわけだが、いま決まったように、ほぼ骨格は固まったが、ただ、運用面については、これから検討される面もあるわけである。だから、請願の趣旨とか、心配していることについては汲み取っていただきたいと思う。そして、やはり生徒が伸びる制度、生徒を伸ばす制度に是非していただきたいというふうに思う。そのことを付け加えておく。
- 教 育 長 ただいまの御指摘のとおりだと思う。これから25年の実施に向けて準備を進めていく中で各学校現場の関係者、あるいは高校側と十分に意見交換しながらこういった点に十分配慮しながら作業を進めていきたいと思う。
- 佐 竹 委 員 重ねて、大量の不合格者が出るということがうたわれているが、前期選抜で不合格となっても再度やる気を起こすようにとか、あまり士気が弱まらないように学校サイドなり、そちらのほうのフォローを是非していただいて、子ども達がもう一度奮起できるようなシステムをきちんと整えていただければ一番良いのではないかと思う。
- 委 員 長 教育長から説明のあったとおり回答することでよいか。
- 各 委 員 了承
- 委 員 長 2点目についてあったように、やりながらしっかりフォローをして、やはり問題は早期に発見しながら対応を検討していく姿勢がとても重要だと思う。可能性がある部分があるが、本当に上手く働くかどうかというのは本当に動かしてみないと分からないという部分があるね。

11 議 事

第11号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

(説明：教育長)

「教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する『あらかじめ教育委員会が指定した委員』の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、48ページから55ページとなる。49ページを御覧願いたい。

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号については、教育委員会会議の円滑かつ効率的な運営を図る観点から、同規則第1条第1項第11号に規定する「附属機関の委員の任免を行う」事務のうち、充て職で選任されている委員及び関係行政機関の職員から選出されている委員のうち、関係機関・団体からの推薦を受けて選出されている委員については、人事異動に伴う任免手続きについて、あらかじめ教育委員会が指定した委員の任免として教育長の専決事項としているものである。

あらかじめ教育委員会が指定した委員が選定されている附属機関については、49ページに記載のように宮城県スポーツ振興審議会委員から高等学校入学者選抜審議会委員までの7つの附属機関となっているが、今般、文化財保護審議会においても同様の対応を図ろうとするものである。

文化財保護審議会条例では、委員の選任は、学識経験者や関係行政機関の職員の中から教育委員会が任命することとなっているが、現状では学識経験者に限った状況となっている。これらの現状を踏まえて、今後、文化財を地域の資源とし、その保護を見据えながら活用を図る観点からの意見をいただく上では、文化財についての専門的な知識を有し、かつ地域の文化財行政に精通した委員が加わることが望ましいということから、市町村教育委員会の代表として仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって文化財保護審議会委員に充てることとするものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

12 課長報告等

(1) 宮城県教育振興基本計画第1期アクションプランについて

(説明：教育企画室長)

「宮城県教育振興基本計画第1期アクションプランについて」御説明申し上げます。

宮城県教育振興基本計画については、2月3日の教育委員会において御承認をいただき2月議会に上程していたところであるが、昨日、議会において議決していただき計画として決定したところである。

基本計画と併せて実施計画となるアクションプランを今年度内に策定することとしており、アクションプランに掲載する事業についても、平成22年度予算として決定したので、本日は、宮城県教育振興基本計画の第1期アクションプランとして御報告申し上げます。

なお、これまで御説明してきたアクションプランの基本的構成と変わっていないが、前回記載できなかった知事部局の事業について記載したのと、表示方法等について一部修正している。

それでは、1ページをお開き願いたい。

1から2ページについては教育振興基本計画の位置づけ、目指す姿、目標、施策体系等を記載している。

3ページをお開き願いたい。

3ページは、アクションプランの内容について記載しているが、(3)のアクションプランの内容を御覧願いたい。

まず、アクションプランの期間であるが、県の将来ビジョンの行動計画と合わせて平成22年度から平成25年度の4か年のアクションプランとした。

記載する内容については、6つ基本方向ごとに26の取組で実施する主な内容、計画を推進する事業、事業概要、実施年次、平成22年度の予算額、担当課室を記載している。

また、重点的取組としている取組については、数値指標を設定し把握していくことにしている。

このアクションプランの進行管理については、毎年度、事業ごとの進捗状況等を把握し、その結果を踏まえ、必要により事業等の見直しを行い改訂していくほか、4年後には各取組の進捗状況や社会の変化等を踏まえながら第2期のアクションプランを策定することとしている。

具体内容については、5ページで御説明させていただく。5ページは、基本方向1「学び力と自立する力の育成」になる。まず、取組内容であるが、これは、各取組ごと4年間で取り組む主な内容について記載している。

具体的には、「小・中・高等学校を通じた志教育の推進」については、プランの策定、ものづくり人材の育成、教育事務所へのキャリアプロデューサーの配置などについて記載している。

その進捗状況を管理する指標として、体験活動、インターンシップ等の参加人数、就職決定率の全国との乖離等を設定し、把握していくことにしている。

次に、6ページになるが、これは取組を推進する個別事業になる。「小・中・高等学校を通じた志教育の推進」については、先ほど御説明したようにプランの策定や教育事務所へのキャリアプロデューサーの配置等について、「夢づくり支援事業」という事業を通じて実施していきたいと整理したところである。以下、記載した事業より、各取組を推進していくこととしている。

なお、これらの事業については、毎年度、追加・廃止する事業があり、また、予算額も変わることから、毎年度ローリングをしていくことになる。

このような形で、基本方向1から6まで記載しているが、申し訳ないが、各取組ごとの説明は省略させていただく。

アクションプランについては以上のとおりである。

続いて、平成22年度において特に力を入れていく取組について、「平成22年度において特に注力す

る取組」と題した資料に基づいて御説明申し上げます。

来年度は、「宮城県教育振興基本計画」の初年度として、同計画及び第1期アクションプランに記載された取組について計画的に推進していくことになるが、特に、資料に記載した取組について、力を入れて取り組んでいきたいと考えている。

まず、教育振興基本計画の特徴の一つとして位置づけている「志教育の推進」については、先ほどのアクションプランのところでも御説明したが、「夢づくり支援事業」という新規の事業の中で、小中高等学校の各発達段階を踏まえたプランを策定することになっている。また、「志教育の推進」に当たっては、社会との連携の仕組みづくりが必要であるが、就業体験等についてのコーディネート等を行うキャリアプロデューサーを教育事務所・地域事務所に配置し、学校を支援する体制を整備することになっている。

また、高校においては、継続して進路達成支援事業を実施し、高校1・2年生を対象にした進路探求のためのセミナーの開催や高校3年生の就職希望者を対象にガイダンスや面接指導を行いながら就職内定率の向上、離職率の低減を図ることとしている。

次に、児童生徒の学力向上は、継続して取り組んでいく重要な取組として考えている。学力の向上に向けては、県教育委員会と市町村教育委員会が一体となった取組を一層進める必要があることから、市町村教育委員会の学力向上に向けた主体的な取組を支援する事業の予算を倍増したほか、学力向上に向けた取組を行う学校を直接、かつ継続的に支援する「学力向上サポートプログラム事業」や夏季休業中の児童生徒の自主学習を支援する地域学習支援センターの設置等の拡充を図ることとしている。

また、抽出調査に移行する小中学校の全国学力・学習状況調査については、学力向上施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために、分析ソフトを開発し、市町村と連携して引き続きデータの把握分析を行っていくことにしている。

高校においては、生徒の学力・学習状況の把握に努めるとともに、医師を志す生徒に対する新たな支援事業に取り組むことにしている。

次に、特別支援教育については、2月の定例教育委員会で「特別支援教育環境整備計画」を決定していただいたところであるが、この計画に基づき、平成22年度は、仙台圏域における特別支援学校の児童・生徒数の増加に伴う狭隘化の解消に向けて、特別支援学校の新設に着手するとともに、光明、利府、名取の各支援学校における仮設校舎の増設、小学校を活用した分教室の設置など必要な教育環境の整備を進めることにしている。

次に、幼児教育や家庭教育についてである。幼児期は、学校で能力・資質を伸ばしていくための土台づくりとなる大切な時期であり、知事が幼児期における「学ぶ土台づくり」をマニフェストとして掲げたところである。今年度、家庭との関わり方も含め、関係課・関係機関と検討を行い「学ぶ土台づくり推進プログラム」を策定することとしている。

5番目であるが、学力の向上と並び運動能力の向上も本県教育の重要なテーマであり、子どもたちが日ごろから体を動かし、スポーツに親しもうとする意欲を引き出し、体力・運動能力の向上を図るため、「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」の普及の拡大や運動部活動の充実に努めることとしている。

以上のとおり第1期アクションプランに記載された取組については計画的に推進していくこととなるが、特にこの5つの項目について特に力を入れて取り組んでいくこととしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐竹委員 幼児教育の充実のところに、「家庭教育のかかわり方も視野に入れながら、推進するプログラムを策定します。」と出ているが、これは来年度に向けて今年度中にプログラムを策定するということなのか。

教育企画室長 22年度にプログラムを策定して、23年度から取り組む事業について考え、まとめていくという形である。

委員長 ここで言っている幼児教育というのは、いま行われている幼児教育、幼稚園やなんかでやっているということはどういうふうに考えられているのか。

教育企画室長 問題点という形で出されているのは、学ぶ土台づくりという名前のとおり、いずれ小学校に来て、そこで能力を伸ばしてもらおうが、なかなか集団行動に馴染めないような子ども達が多くなってきているということがあり、その問題をどうするかということが一つと、あともう一つは就学前の教育については、保育所と幼稚園に分かれているという現状がある。それと学校、家庭のかかわりをどういう形でやっていくのか。そこに行政がどういう絡んでいくのかというようなところ、あとは、それぞれ保育所の質と幼稚園の質の向上のところをテーマとして考えていくことになるのかなと思っているが、これから検討委員会をつくり、実際の課題が何になっているのかを見極めながらテーマを決めていきたいと考えているところである。

佐々木委員 最近、小学校に入って数年間に学び方とか、将来に対する志とかが形成されてきてしまう。であるから、やはりこの幼児の教育というのは凄く大事だが、幼児はどういうふうに育てられるかといったら、やはりお父さん、お母さんの中で育っていくわけである。いまのお母さん、お父さんを見ていると本当に子ども達を育てていけるのかなと不安に思ってしまうような御両親達が本当に沢山いる。みんなそうやって子ども達を育ててきたのだと思う。私達もそのように育てられてきたし、育ててきたのだと思うが、取分けこの頃のパパやママになる方達は父親とか、母親という自覚とか、子どもを育てていくという、その意識とかが無いまま父親とか、母親になってきていると思われるような両親も沢山いるわけである。であるから、この幼児教育ということの中には父親とか、母親達も子どもの将来を見据えた家庭生活をするというような、そういう教育というよりは支援なのであるが、そういうことも十分含めた上でいかないと、悪い歴史は連鎖するという型どおりの家庭になっている家庭も沢山あるので、そういうところからの支援も子ども達の教育の一番の出発点として大事ではないのかなというふうに思うので、この幼児教育の中に是非父親とか、母親の支援、家庭生活を送る、まあどういう家庭が良いとかということは難しいと思うが、そしてまた、この頃家庭も崩壊してきており、複雑な家庭になってきていることも多い。要するに前のお父さんやお母さんとは違うお父さんやお母さんと暮らしているような家庭もかなり増えてきているので、そういう中で子ども達が健全に育っていくためのなにか支援のことも一応は頭の中に入れて、この幼児教育というものを支援していただけたらよいと思う。みんなお母さん達は孤立していると思う。自分がどのように生きていいたらよいのかも分からないところで子どもを抱えて、子どもにどう接したらよいかも分からない。そういう状態の中で子どもを育てて行くということは、なかなか大変なことで、でもそれが将来の日本を担っていく子ども達に育って行くわけなので、そこから十分支援していただきたいと思う。

教 育 長 いまの御指摘については、私もまったく同じ問題意識を持っており、正にそこはどうやったらよいただろうと思っている。現実問題として行政が家庭の在り方に手を出していくというのは極めて難しいところがあるが、特に教育委員会の立場だけではなかなかやり切れない部分があるのだらうなと思っている。それで、この事業は22年度新規であるが、一応事務局は教育委員会で担当するが、県の関係部を横断的に総力を挙げて問題点を整理して、今後の対策を考えていくということにしないとなかなか実効性が上がらない事業であると思っている。そういった意味で22年度の一つの大きな事業として我々は取り組んで行きたいと考えている。

佐々木委員 具体的に何か行動をしていただきたいと思うが、例えば、先ほど出ていた公民館のような組織をもっと地域の中で生き生きと交流していくような場にしていこうとか。あるいは、空いてきた小学校の校舎なり、施設なりを使って小学校に入る前のお母さん達を沢山学校の中に引き入れて、そして一緒に活動していくような場をつくるとか、何かいろんな工夫があるのだらうな。要するに教育委員会、学校という場で対応できる部分

もあるのではないかなと思うので、いろんな工夫をして、理論だけでなく具体的に進めていただいて、一步一步やっていくと違ってこないかなと思う。社会全体で子ども達を育てて行くという意識を持っていかないと、これからは子どももみんなの財産、一つの家庭の宝ではなくて社会全体の財産だと思って子ども達を育てて行く必要があるのではないかなと思う。よろしくお願ひしたい。

小野寺委員 施策のそれぞれのことについては、私はもうちょっと精査していろいろかがいたいことがあるが、これは来年度の施策とか予算と関連するので、そういう場はこれからもあると思うが、いかがか。

教育企画室長 今回掲載している事業については、22年度予算という形でいま承認をいただいたので、確定した事業である。これを推進していく中で、この事業の進捗状況とかを分析しながら、翌年度事業に必要な事業は形を変えながらまわしていきたいと思っている。22年度として予算計上したものについては、確定したものである。

小野寺委員 そういふふうになると思う。それで、この振興計画がこれからの教育行政の運営のテーマになったり、あるいは指針となって部局と連携しながら展開されていくと思うが、どうであろうか、財政状況等もあるので、要望等が叶わなかった面があったのかどうか。大雑把に聞けば、このアクションプランを自己評価するとどうですかということである。

教 育 長 非常にいま財政状況が厳しいわけであり、その財政的な制約が無ければもっともっとやりたい施策や事業というのはあるわけだが、しかし、極めて厳しいいまの財政状況の中では最低限22年度にやっていきたいというものは確保できたかなというふうに総括的には私は思っている。

委 員 長 テーマは、それぞれ項目としてあげるのに僕はそれでよいと思うが、先ほど幼児教育のことを聞いたのは、幼児教育を一生懸命やっている人達もいるわけである。いろいろな思いの中で。その充実と言っているのは、いままで充実していないからなのである。それは、お金が足りないのか、やり方が悪いのか、何がどうなのかというのがいろいろあるのだけれども、学校の早い時期にやっているようなことを下にどんどん降ろせば幼児教育が済むという話ではないので、多分その中身というのは相当難しいテーマをはらんでいる。しかも更に段々こういう世の中になったから働き手が足りないからお父さんもお母さんも共稼ぎがごく普通になってしまうだろうし、そして、子どもは預け受けるということで、保育の場では一体親と一緒に居た時とのどういった教育効果の差があるのかなんかというようなことを考えないといけないし、それから、自分で面白いことを追いかける姿勢なんかをつくるのも丁度この時期であるので、その時に上手い姿勢をつくらないでしまうと、どんどん上に行って学力が落ちる子どもがどんどん増えていくという心配もあるし、だから、一言で言うのは相当簡単だが、やることはなかなか難しく、なんぼあればそういう話ができるのかという議論はかなり難しいと私は思う。そういう意味で、誰がそれをプランして、誰がチェックして、違うのではないかというような話をやはりしながら行くということが不可欠だろうと思う。それは行政の中だけで判断しているのでは、とても難しいだろうと思う。少なくともいままで自分は幼児教育というものに関わってきたと思っている人達がどんな思いで、これを見るかとか、それから、新しくこれを取り込んだ理由をみたいなのをどんなふうに考えるのかとか。そういうような県民を巻き込んだような話し合いの中で先に進めないと、できたタイトルを型どおりにやってしまうことだけになってしまわないかなと。それぞれに怖さがあるなと思っており、アクションプランというのは特に何かにお金を投じたり、行動を起こして動かすので、そのところを何というか、しっかりつくっていった欲しいなと思う。一つの表をつくっていった時に、その表みたいなものに意見を言う人というのが、それは、行政評価委員のような人では多分なく、幼児教育であれば、その幼児教育のいろい

るな現場にいるとか、子どもがそういうところに通っている人だとか、そういう人達の話や声をやはり聞いていくことがよいのかなと思う。

教育企画室長 今回、幼児教育の調整ということを教育企画室でやるが、先ほどあったように県庁でもかなり複数の課にまたがる業務であるということと、保育所も幼稚園も県でやっていない業務であるから、当然関わっている方々の意見を聞かないとできないところがあり、一応予算として百万円をとっている。外部の人、幼稚園関係者などに入っていて意見を募るといって今回予算化したところである。その中でみなさんからどういう意見がでるか、それを踏まえながらやっていきたいなと思っている。

委員長 本当に大きな、土台を間違うと一生を間違う恐れがあるからね。その辺がなんというか、僕は幼児教育のことをよく知っているわけではないが、幼児教育を一生懸命やっている知り合いやなんかはいっぱいいる。そういう人達が持っている思いやなんかをもう少ししっかり受け止めていかないといけないかなと思う。

佐竹委員 なぜこのところに着目したかという、県でここまで手を広げていってくれているのだなあという非常に大きな期待を持って、これは新たな改革みたいだなと思い、凄くワクワクしていつ頃できるのかという話をした。いまおっしゃられたように教育委員会だけでなく、いろんなところが関わって一つになって、子ども達を育てていこうという大きなプランであるし、新たな連携をとるといって、私達が一番希望している部分なのではないかと思う。やはり市町村だけではなくて、県でもみんな子ども達を育てていくというふうな行政と民間、それから市町村、もちろん公民館、いろんなところの人達が一つになって子ども達を支えていけるという宮城県であつたらすごく嬉しいなと思、い、もちろん携わっている専門家の方々の意見も聞き、いま佐々木委員が発言されたように、実際に私は保育所に入れられなくて仕事ができなく生活保護から抜きたいが、お金が無くて抜けられないというお母さん達も知っており、そうなる福祉のほうに負担が行くし、そういう人達をどうやって良いほうに誘導していけばよいのかなという時に、やっとここに一步踏み出して行ったのかなと思うと、とても私は嬉しくていまどんなプログラムができるのですかということ期待をしているので、いま皆さんがおっしゃったようなことをできるだけ網羅したような、本当にこれからの子ども達は少子化になっているのに、なかなか上手くいかない子ども達を私達大人みんなが支えていける教育現場であってほしいというふうに思い話をさせていただいた。大いに期待したい。

委員長 部局をまたがっているいろいろというのは行政があまり得意としていないところである。

佐竹委員 だから新しい改革ではないのか。新たなチャレンジなのではないか。一步踏み出すというのは凄く勇気があるし、大変なことはよく分かっているが、まずは一步を踏み出さなければ何も始まらないので、その一步を踏み出していただけたというのは凄く私は嬉しいなと思っている。ここを見せていただいた時には他を忘れるほど期待してしまった。

勅使瓦委員 アクションプランの中の重点的な取組の指標のところであるが、平成20年度を一つのベースにして目標が平成25年度ということからいって、いまから4年後、その目標という数値だけを見た時に、目標という部分からいくと全体的に弱いかなというふうにする。単純に20年度を4倍するとこの数字にというふうにはならない。せっかくアクションプランをつくって、この一番最初のところの10年後はこういうことを目指すというところの確かに4年ではあるが、平成25年度の4年後という数字からすると何もなくても行くのかなという感じがしてならない。もうちょっと、4年ということは、もうちょっと全体として数字として上がれば良いのではなくて、やはり部分、部分で、どんと上がる部分が必要なのだと思う。特に22年度から重点的に取り組む部分に関しては、あとは22年度から25年度までの中で重点的に取り組んでいこうとしてい

る部分について。だから、この数字を全体的に見ていると、どうも一番最初の目指すところというのは非常にわくわくとさせておいて、数字を見ると何かトーンダウンしてしまうという感じがしてならない。あくまでも、これは目標ですよ。当然、目標なので達成するのが一番良いが、目標数値が低いと4年間の動きというのも低くなる。確かに財政的には年度、年度なので毎年、毎年予算を獲得しないといけないという問題も確かにあるが、目標が低いと獲得しようとする力もやはり低くなる。どうしてもここは極端な話、100%を目指すとなれば、毎年確実に前年度よりも少しでも多く予算の獲得をしないとイケなくなると思う。何かそういうメリハリというか、何かそういうものがなかなか見えないなあという気がするし、残念かなという感じがちょっとする。

教育企画室長

いろんな指標があるが、県が実施して参加者が何人という事業と、あとはやった結果として子ども達のパーセントの割合というものがあると思う。県がやる事業は予算を投入してある程度できるが、子ども達の結果として、例えば、ここでいっている夢を持っている子ども達の割合等の子ども達を基にしたものについては多分に難しい部分があるなどは思っている。特に子どもによって影響を受ける分については、数パーセント上げるにはかなりのパワーが必要かなと思う。であるから低いとまでは言い切れないと思う。

勅使瓦委員

別に低いとは言わないが、何か現状維持という感じがしてならない。いろんな県でお金を直接使う事業と、使わなくても各市町村なり、各保護者だったりの良い意味で煽ることができると思う。その良い意味で煽るとするのは、ある程度の数値目標をあえて高く設定するというのも一つの方法なのかもしれない。ただ、あまり高くしすぎて、それに対して批判も出てくるのかもしれないが、例えば、ぱっと見た時に一番最初の1 - 2の家庭学習の時間の部分であるが、これは、全国的に見た時に小学生は30分以上というところはあるが、本当に30分で良いのかなというところもあるが、現状を見た時に現状では83.5%、それが88%、100%になるのはなかなか無理なのは分かるが、その辺のところをもうちょっと、30分だったら数字をもう少し高くするだとか、あともう少し保護者や地域というか、そういうところも煽るところも多少必要なのではないかなと。煽らないとなかなか上がってこない部分だと思う。だから、お金をかけない部分については、良い意味で煽ることも必要なのだろうし、あとはその下の「授業が分かる」という部分に関して、すべて100%にこしたことはないが、これも現実なかなか難しい部分はあるが、この辺もいろいろ教員の数の問題だとか、いろいろあるのだと思うので、大変なのは分かるが、こういったところについても、どこをやはり宮城の教育ということ考えた時に、あとは一番最初に挙げてある高い志を持った人間を育てて行こうという時に、平成25年にはこの数字で良いのかなというところが要所、要所に出てくる。だからもうちょっと果敢に、結果として達成できないかもしれないが目標としてしっかり数字を、せっかく数字をあげたのであれば、ここまで持って行きたいというものが何かあったほうがよい気がする。

委員 長

勅使瓦委員が言いたいことも分かるが、志教育が見えないのだね。どこまで上げたいのか。そういう意味で言えば、このアクションプランで取り上げることの限界がある。そうではなくて、10年なら10年の中で指標をここまでやりたいというのは、一つの目標に掲げるといふことからすると、それを三分の一で割った時点ではここですとか、四分の一までだったらここまでしたいとか。ただ、予算上そこまで行っていないから、本当はここまで上げたいが、予算上そこまで行かないから四分の一で我慢してもらおうという何かがないと、何を目標にしてこういうのが作られているのかというのが、あまり説得力が無いというか、一応形だけこさえたというふうにしかならない。

小野寺委員

私もそういうふうな話をしていくと、そういうふうになっているが、この目標設定の項目そのものにも意見はあるが、それから、目標の設定の数値の根拠である。これは各

課でそれぞれ根拠を出したとは思いますが、何か抑え気味である。何かこの時に達成できそうな数字かなとも思う。そういう印象を私は持つ。それから、具体的なところで目標値について言うと、例えば、5ページの「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合、なぜここが2ポイントなのかよく分からない。これは、注力していくのだからもっと上げないといけない。それから、なぜここに高校生が無いのかなと思ったりする。そういう話はまだあるが、これは、行政評価の項目と一致するのか。

教育企画室長 まず、先ほどの委員長の御発言で、これは10年のプランで目標をたてたほうが良いのではないかというお話があった。県の将来ビジョンについても10ヶ年の計画であるが、アクションプラン、行動計画単位で目標を設定しており、それに合わせて目標を設定している。施策的にはかなり重複しているので、目標も同じ形で設定したいと考えており、将来ビジョンの行動計画に合わせた設定をしているというところがある。あともう一つは、先ほどあった夢を持つというところに高校生が無いのかということであるが、継続して必ず取れるデータがないとなかなか難しい部分がある。小中については全国学力・学習状況調査の中にあり、継続で取れるが、高校は無いのでこのような指標となっているところはある。言い訳的な御説明で大変申し訳ない。

委員長 いろいろ聞くときつと言いつけになるのであろう。でも我々は夢を持って良いものにして行こうと思っているわけだから、たとえこのアクションプランでは何年かの間を決めるにしても本当は教育というものは息が特に長いから少し長めに持った目標を決めて、そのうちへの一歩進んだ、二歩進んだと見るのが、長期の教育をやって悪いわけではないので、そのほうが僕は良いと思うし、何度も同じことを言っているのが段々言うのが難しくなってしまうが、目標指標の選び方というのはやはりもの凄いい議論をしなければいけないと思う。今日これは決定ではないのだね。

教育企画室長 これは、ある意味では決定というか。

委員長 議決をするかしないかということで言えば、この課長報告というのは報告であるので、こういうことを報告されましたというだけの話だから。そういう意味では構想全体の基本計画とアクションプランというのをなるべくセットにして早く見たいという意見がいままでもあったわけだが、これがずっと出て来て、これはこうなりますということとなると、それはしょうがないかなという話である。

教育長 私も事務局として実務をやっている立場から、どうしても日程の制約があり、このアクションプランの中で多分議論いただく余地があるのは目標の部分かなと思っている。この目標は重点的な取組について関連する指標を目標として出すという形で、この作業をしており、この中には県全体の将来ビジョンの行動計画の中に目標として出しているものと連動する形で、結局、将来ビジョンの中で出しているものをこちらにも持つということがベースとなっている。将来ビジョンの中には無いが、このアクションプランの中で独自に目標として出したものが幾つかあり、それがこういった目標でよいのかという議論の余地はあるのだろうと思う。これについてもいままでも我々、各課でそれぞれ議論をして、その結果として、こういう数字でいこうということでお示しをしたものであり、実務的な観点から申し上げると理想的にはいくらでも良い指標の出し方はあるが、しかし、出した以上はそれをフォローしていかないといけない。フォローするためには、あまりフォローするためのエネルギーを必要とするものでは上手くないということがあるので、ある意味それなりのあまり無駄なエネルギーを割かなくても済む程度の作業でフォローできる数字、指標でなければならないということがある。そんなことも勘案して指標を出しているということである。私としては先ほど目標として低いのではないかというお話があったが、そこら辺はなかなかいろんな議論は有り得るかと思うが、こういった目標を出したとしても、そこに到達すればそれで終わりということ

- はなく、より目標以上のところを目指してやっていきたいという気持ちは十分あるので、そういったことで御理解いただければと思う。
- 委員 長 取組内容というのも先ほど言った、例えば、幼児教育のように二行、三行書いてあるが、何かそれではよく分からないし、それをどういうふうにチェックしていくのかというの分からないし、後で見るのも難しい。
- 佐々木委員 これは、大きなところではないがよいか。25ページのところに担当課室に子育て支援課とあるが、これは教育庁の中の部署なのか。
- 教育企画室長 これは保健福祉部である。実は、これは4月からの名前であり、現在は子ども家庭課と子育て支援室に分かれているが、4月からそれが一緒になり子育て支援課となる。
- 佐々木委員 そちらの事業もここに入っているのですね。教育庁だけでないものがどんどん入っているのですね。子どもの虐待対策に随分予算が付けられているというふうに思った。他の部局で、なかなか連携は難しいのですね。
- 教育企画室長 基本方向が子どもを育てる環境づくりであり、子育ても入っているの、やっている事業も入っている。
- 佐々木委員 全国で最近そういうことが話題になっており、この間、児童相談所の方と話をする機会があったものだから、宮城県の中で子どもが虐待で命を亡くすようなことがあってはならないという決意で、例えば、児童相談所での対応、大抵はそういうことは無いと判断していたとか、いろいろ後になるといじめは無かったと同じようなことで、ただの家庭教育の範囲だと思っていたと。あるいは、そう判断されたということが無いように宮城県の子ども達一人一人の命を守って育てていくのだという強い決意を持って対応してほしいなと思い、いまちょっと蛇足であるがお話しをした。
- 委員 長 多分あとこれは全体のバランスがあるから、いっぱいメニューがあるうちのどこにどういうふうに配点をしていこうかというような思いというのがいろいろある。
- 佐竹委員 せっかくまとまりそうな指標のところまで済まないが、私もちょっとつまらないことかもしれないが、22年度における取組の中で、地域学習支援センターの設置について拡充するということがある。小中学校の学力向上推進事業として拡充とあるが、これは元々地域学習支援センターというのは既にある。そして、その支援センターではどなたが勉強を見てあげているのか。それで、拡充というところの割合でするつもりなのかというのが分からない。学校の先生であれば、また先生の負担が大きくなるというふうに思ったりするが、この次までで結構であるので、教えていただきたい。
- 義務教育課長 地域学習支援センターというのは県立高校に設置しており、そこに児童生徒が自分で教材を持っていき自主的に勉強をする場である。現在県立高校10校に設置し、7教育事務所管内すべてにある。そこに学習を支援するボランティアを派遣し、勉強して分からないところがあれば丁寧に教えるというシステムである。
- 佐竹委員 その学習ボランティアというのはどういう方々なのか。
- 義務教育課長 すべて大学生である。それと、学生ボランティアを指導していただくために教員OBも配置している。平成16年度からやっており、当初3校から始めたが、順次増やしてきており今年10校で実施した。来年は12校に増やす予定である。

(2) 平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について

(説明：高校教育課長)

「平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について」御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

今回の一般入試実施校は、全日制課程で75校、定時制課程で13校である。

1の「一般入試総括」であるが、(1)の全日制課程では、一般入試の募集人数11,192人に対し、

13,831人が受検し、昨年よりも0.06ポイント高い1.24倍の受検倍率となった。その結果、10,584人が合格し、合格率は昨年比で1.8ポイント低い76.5%だった。

(2)の定時制課程では、一般入試の募集人数984人に対し、639人が受検し、昨年より0.02ポイント高い0.65倍の受検倍率となった。その結果、560人が合格し、合格率は昨年比で5.8ポイント高い87.6%だった。

次のページをお開きください。

2の「改編等を行う学校・学科の一般入試合格者数について」であるが、これについては、2ページから3ページにかけて記載のとおりである。

3の「第二次募集実施校について」は、(1)の全日制課程では、27校、42学科、628人の募集、(2)の定時制課程では、12校、17学科、426人募集で、(3)の日程により実施したところである。

次に、5ページをお開きください。

3番のインフルエンザによる欠席状況等である。懸念されていた新型インフルエンザによる欠席であるが、全日制・定時制ともに欠席者はいなかった。インフルエンザによる別室受検者は2名となっている。

個別の高校の詳細については、7ページ以降に記載している。

今年度は、全県一学区のもとで初めての入試となったが、各地区の出願倍率等を見ると、懸念の声があった仙台への顕著な集中はなかったものと判断している。今後は、各地区ごとの受検生の志願状況等の分析に努めてまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

委員長 懸念されていたのは仙台への集中の他に何があったのか。

高校教育課長 やはり一番大きいのは各地区から仙台に受検生が集中することが一番の懸念であった。

委員長 それについては、その心配はなかったというか、実質はそうではなかったのか。

高校教育課長 各地区の倍率も大きな落ち込みは無いし、各地区の拠点校については前年よりも倍率を上げているところもある。そういった意味では仙台以外の地区から生徒が仙台に集中してきたということは、この倍率からは見えないというふうに思っている。ただ、今後更に精査をしなければならないと思っており、4月以降に学校から報告が上がってくるので、そういったものを見ながら分析をして、まとまったところで御報告をしたいと思う。

佐々木委員 懸念されたことのもう一つは、仙台への一極集中と裏腹な問題ではあるが、通常であれば、当然地元の高校に通える生徒が、例えば、仙台の周辺や遠くに通わなければならない問題もあったと思うが、仙台への集中が無かったからそれも無いというふうには思えないようなところもあるので、その辺の分析もちゃんとして、そのことを心配された方々にお答えする必要があるのではないかと思う。その辺はどうだったであろうか。

高校教育課長 そういったところはまだデータとして集まっていないところであるので、従来と受検する中学校が変わってきているところがあるかと思う。そういった意味では少し広範囲になっているとか、そういったことがあるかもしれないので、そのところは高校から上がってきた報告書で更に分析をして、あらためて御報告したいと思う。

委員長 いまの佐々木委員の話のようなことはもうちょっとしっかり分析をして、この一学区制にしたことによって倍率が増えた学校とか、あるいは、その逆に減ってしまい定員を大きく割れてしまった学校だとか、そういう細かな分析が必要である。早い段階でやれるものはやっておいたほうがよい。

高校教育課長 できるところから分析をしていくということは大事だと思っている。ただ、今年一年だけで結論を出すこともちょっと危険かなというふうにも思っており、分析を続けて何

- 年か様子を見て、経年変化も含めてしっかりと分析をしていきたいと思っている。
- 委員長 今年で結論を出すということではなくて、やはり一つ一つ、毎年毎年、それでも心配されることがそこから読み取れることがあれば来年どうフォローするかということを考えて、微修正しつつやらなければいけないね。
- 佐々木委員 あともう一つは、定員割れして存続が危くなるような地域の高校が発生していないかどうかについてもチェックしておかないと、いつだったかのように慌ててなんとかしなきゃというようなことが起きるので、早めに見て対応をしていく必要があると思う。若干減り始めると急激に減る場合があるので、その辺は注意して見ていって地域に必要な高校はきちんと維持できるような対策が必要ではないかなと思う。
- 小野寺委員 課長が説明したとおりだと思う。数年はかかると思う。だから、一学区にして良かったなど、生徒が伸びる制度に常にしたいと思う。もう一つであるが、例えば、推薦入試で推薦の枠が20あれば、それに満たなくても推薦でとってもらえない高校が数校ある。あるいは二次募集についても同じようなことが言える場合があると思うが、それは、それなりの事情もあってそうするのだろうとは思いますが、できるだけ、例えば、推薦の場合だと学校長が推薦している。その辺りがちょっと気になっているところではあるが、高校側にとっては事情があるのであろう。
- 高校教育課長 選抜については検査の結果、調査書で総合的に学校の判断で、3年間やれるかどうかということで選抜をしているところであり、いくらかでも学校の判断を尊重するという形で対応をしている。ただ、一方で定員確保ということも大事なところであるので、それについては機会を捉えて定員確保に努力して欲しいということも併せて話をしていきたい。
- 佐々木委員 細かいことだがよいか。仙台二華高校であるが、男女の合格者数は分かるが、志願者数の男女の数は分かるか。
- 高校教育課長 資料の7ページを御覧いただきたい。15番の仙台二華高の一般入試出願者数で男子が30名、女子が222名となっている。
- 佐々木委員 これはあくまでも高校での数ですね。二華中学のほうの男女の比率はどうか。
- 高校教育課長 後ほど御報告したい。
- 佐竹委員 仙台の高校に集中することがなかったということで、それはよかったと思うが、前年度と今年度で極端に差があったりということは全然無かったと認識してよいのか。他の学校では、例えば、定員割れしているところもあるし、かといって一般入試の出願倍率が上がったりしているので、それは振り分けているのだと思うが、特別多かった少なかったというように顕著に見えるところは、先ほどの話からいくとまったく無く、フラットな感じでいままでどおり、前年度とあまり変わらないというようなことでよいのか。
- 高校教育課長 そういう意味では、今回は仙台一高と仙台三桜の倍率がかなり前年に比べて高かったと判断している。一方で、仙台二高が1倍丁度ということで例年と比べると下がったという状況がある。これについても前年度高いと翌年低い、前年度低いと翌年高いということがあるので、これが全県一学区、あるいは共学等のことでなったかどうかということについても、ちょっと時間をかけて判断する必要はあるなと思っている。
- 勅使瓦委員 今回の倍率を見ていて少し不思議だなというか、分からなかったところがある。農業高校の倍率が全体的に落ちていないのと、あと高くなっている。この辺は具体的には分からないのであろうが、私もなんでかなという部分がある。この辺はどうか。全県一学区になった部分でいままでもう少し上の高校を受検していた生徒が、とにかく高校に入らないといけないということで倍率が安定したり高くなったりというのは、その辺の影響というのがあるのか。
- 高校教育課長 これももう少し時間をかけて見ないといけないと思っているが、比較的南のほうの農

業高校は倍率が高くなったなと思っている。同じ農業高校でも北のほうはなかなか倍率が上がっていないところがある。南のほうだと具体的には柴田農林が高かったが、隣の大河原商業はあまり倍率が出なかったということがある。その辺については、いろいろ中学校のほうから生徒の希望の情報を集めなければならないなと思っているところである。

佐竹委員 農業高校は以前から高かったのではないのか。突然増えているわけではないのではないのか。結構人気があるのではなかったか。何かそういう認識で、よく落ちたという話を聞いており、難しいのだねと言ったら、そうだと言われたことが結構ある。仙南のほうは農業高校の人気が高いという認識であった。急に増えたわけではないですね。

高校教育課長 これも7ページを御覧いただければ比較ができるところであるが、例えば、5番の柴田農林であると全体的に去年よりもかなり倍率が上がっている。それから、13番の宮城農業であると去年も1.54倍ということがあり、倍率が去年と大体同じくらいかなという気がする。全体としては仙南のほうは農業は1倍を超えている学校が多いところである。ただ、県北のほうにいくと0.6や0.7という学校があり、地域性もあるのかなというふうに思っている。

先ほどの二華中学校の出願者数であるが、男子が486名、女子が711名の出願である。合格者は男子が43名、女子が37名である。

委員長 そんなに性急に結論を出す必要は無いわけであるが、みんなの関心が高まっているということで、なるべく早め早めに統計のようなことをチェックをして問題や課題を見つける工夫をしたいと思う。よろしくお願ひしたい。

(3)平成22年3月新規高卒者の就職状況について

(説明：高校教育課長)

「平成22年3月新規高卒者の就職状況について」御説明申し上げます。

1ページを御覧願ひたい。

高校教育課で調査した2月末現在の就職状況は、4,759人の就職希望者に対して、内定者数が3,924人で、内定率は、82.5%となっている。前年同期を6ポイント下回っているが、1月末の結果と比較すると、12.3ポイント上昇し、何とか80%台まで上昇している。

特徴的な点として、2月の月間受験者数が前年同期よりも約200人多くなっている。これは、県で実施している緊急新規高卒者就職促進奨励金制度によって、500人を超える新たな求人が12月から現在までに出され、3月8日現在、228人の内定者が出ている。このことが影響しているものと思われる。

しかしながら、依然として2月末現在で835人の就職未内定者がいることから、各学校において、卒業式後も生徒一人一人と連絡をとり、様々な機関で実施している各種緊急対策の活用や、県教育委員会で実施している「トライアル22」による臨時雇用の活用を促すなど、就職達成へ向け、生徒に対してあきらめずに粘り強く取り組んでいこう、きめ細かな指導を継続していきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

勅使瓦委員 この就職内定率というのは過去のデータには派遣会社への就職も入っていたと思う。派遣会社の場合は登録と社員と大きく分けると二つの形であるが、派遣会社への社員という形での入社の場合に各高校では就職という形で捉えたような気がするが、いかがか。

高校教育課長 社員となると正規雇用となるので、この内定の中に入る。臨時的な雇用、アルバイトとか、そういった場合にはこれには入っていないということである。

佐々木委員 新聞報道で大卒者の場合に内定取消というのが結構問題になっていたように思うが、高卒者の内定取消はあまり無かったのか。

高校教育課長 いまの段階までに内定取消の報告は受けていない。

- 小野寺委員 支援の輪が広がっていくと大変有り難く思う。雇用関係の悪化というのが背景にあるわけだが、卒業生の大体四分の一ぐらいが就職しているのか。地方に行けばもっと30%ぐらいいっているのだと思う。やはり県としては志教育の核となるキャリア教育の推進とか、あるいは進路指導の見直しが必要だと思う。この前、ラジオで聞いていたら宮城県がワースト3だというようなことも報道されていたわけで、一人一人の就職力というか、力を培っていかないといけないということが明らかになったと思う。そういう点では私も当事者としての感じは持っている。
- 高校教育課長 全くそのとおりだというふうに認識しており、高校一年生からしっかり社会に対する構え、実社会の人達のいろんな声を直接生徒に伝えられるような取組をしていきたいというふうに考えている。
- 勅使瓦委員 昨年と今年を比較すると就職希望者の数が大分減ってきており、その一つの要因として就職がなかなか難しいというところから専門学校へ進む生徒がかなり多くなっているのだと思う。当然家庭的にも専門学校とは言っても、大学と同じ、あるいは、それに近いぐらいの授業料がかかるので奨学金の申し込みやなんかは昨年と比較するとかなり増えているのか。
- 高校教育課長 何百人という規模で増えているという状況である。
- 勅使瓦委員 奨学金は確か子どもが借りる形となり、親が保証人、あと第二保証人という形を多分とっていたかと思う。ただ、なかなか現状では親が保証人になれる人はよいが、なかなかそうはなれないという場合、あとは第二保証人がなかなか難しいというケースもあるようである。そういった場合は奨学金の活用はなかなか難しいと思うが、現実には、そういった生徒が増えているのが現状である。実は私の周りにもそういった生徒が何人かいて、そういう場合にはなかなか無理なんですという話を親からされたりして、そういったところを上手く救済するということは現状では難しいとは思いますが、何か考えられることはあるのか。
- 高校教育課長 奨学金の制度自体は、奨学金を貸して、将来返してもらうというサイクルで資金を運用するので、返してもらうということが前提なので、保証人、連帯保証人はどうしても必要になる。ただ、学校でできるだけ保護者以外の保証人について幅広く対応してもらうように事細かく相談には乗っていると思うが、どうしてもそれは付けざるを得ないというのが現状のようである。
- 委員長 奨学金の制度は国が経済成長下では借りた人が払う段階になってお金の価値が変わってきているので返せたが、下がっていくような状態になると、それはなかなかしんどいものがあり、制度自体を本気になって考えないといけなくなってきていると思う。もう一つは、就職をした人が何年かすると辞めてしまう。それは統計としてはとっているのか。1年目、2年目に何人辞めたということと、その就職が非常に困った時と就職が割合楽な時と辞める率はどうなのかということを知りたい。
- 高校教育課長 3年間で5割というのが大体の状況であり、全国の場合は3年間で5割弱、宮城の場合は5割強というような状況である。
- 委員長 景気の動向と離職率の状況については分かりかねるところである。
- 委員長 何か、経年的にやってもらうと、僕らの頃まではそう就職が楽ではなかった時期があって、その後高度経済成長でずっと楽になるわけだが、楽でなかった時点の人というのは案外そこにはいなければいけないから歯を食いしばってそこにはり付いて生きてきたわけだが、段々楽になると気楽に辞めても他がある時代となってきた、いまのように苦しくなった時どうなのか。ただ、別に考えると第1希望みたいのところに行かないで、本当にグレーのところ自分で落として就職してしまうので、かえって辞めるのが早くなるのか。その辺はちょっとずつチェックしたい。

高校教育課長 手もとに平成9年3月卒からのデータがあるが、その中で一番離職率が高いのが、平成14年3月に卒業した人達で55%ぐらいある。その後徐々に減ってきており、平成18年3月に卒業した人は、この3年間で46.7%ということで徐々に離職率自体は低下の傾向にはある。

委員長 厳しくなってきたので一生懸命へばり付いているという側に近いですね。その判断はこちらですが、頑張っているということだね。

高校教育課長 いまのところ判断は難しいが数字としてはそうなっているという状況である。

委員長 後で数字をいただきたい。グラフをつくってみたい。

高校教育課長 あと奨学金であるが、何百人という数字ではなかったようである。20年度と21年度を比べると67人増加している。奨学金を借りている高校生の人数は20年度に比べると67人増加しているということである。

(4)「みやぎ高校生マナーアップ運動」について

(説明：高校教育課長)

「『みやぎ高校生マナーアップ運動』について」御説明申し上げます。

この運動は生徒の規範意識を高めるとともに、社会人としての基本的なマナーを身につけさせることを目指して、服装や通学時の自転車運転や列車内でのマナーなど、具体的なテーマを持って来年度から本格的に実施するもので、特に来年度は制服の着こなしという点に焦点を当てて取り組んでいくこととしている。

お手元にお配りしているパンフレットを県内の高校生に配布し、意識啓発に努めたいと考えている。

また、来年度の具体的な取組としては、各学校において、特別活動の時間等を活用して制服の「着こなしセミナー」を実施したり、各高校の生徒会の代表が集まって討論会を開催するなど、教員による一方的な指導ではなく、生徒会を中心に生徒自身が話し合い、考え、実践する形を重視しながら、運動を展開したいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

佐竹委員 どうして制服に着目されたのか。まずは制服の着こなしということであったが、身嗜みという意味なのか。

高校教育課長 先ほど就職の報告をさせていただいたが、企業からの声として、やはり制服をしっかりと着て、面接を受けに来てほしいという声も随分いただいている。あと直接高校教育課のほうにも服装についての苦情も毎年何件か入ってきているところもある。もう一つは、自転車のマナーについても大きくいろいろ御意見をいただいているところである。この二つを何とかしたいということで、特に服装については学校が単独で指導しても他の学校ではあまり指導されていないという状況になると、なかなか生徒にも効果が出て来ないということもあるので、高校教育課として音頭取りをしながら生徒自身に全体として考えてもらおうと、そういったことが就職にも繋がるし、その後の社会に出る上でも、着こなしをしっかりと自覚させて卒業させるということが大事だと考え、来年度これに焦点を当てたところである。

佐竹委員 これは、県の公立・私立関係無く高校生全部にわたると考えてよいか。

高校教育課長 これは、公立・私立を問わず全体で生徒会に考えてもらったり、あと生徒指導の担当の先生方、公立・私立問わずお声がけをして、それぞれ取り組んでいただきたいということで、話を進めていくということで考えている。

委員長 こういうのに対する反発というか、この間のオリンピックに行ったスノーボードの選手ではないが、ああいう子はいるよね。

佐竹委員 制服もファッションというふうに、自分流というふうに考えていると思うので、何と

もコメントしがたいが、ああいう方は多分そうなのだろうと思う。ただ、入村に当たっている批判があったということがあったので、個人的な意見はあれだが。

小野寺委員

私は、この運動は良い運動だと思う。一時期に比べて、私も電車に乗ることが多いが、いま向上している。ただし、もちろんそこは高校生の時期であるので、あるとは思いますが、私は向上していると思う。

そして、やはり形が心をつくる。心が形をつくるとも言うが、私は形が心をつくると思っている。このことが服装にとどまらず人間性とか、社会性の育成に繋がっていく。大いに進めていただきたい。

佐々木委員

いま小野寺委員が発言されたことは大事だと思う。この運動は先生が指導する方向ではなく、生徒自身がお互いに考えるとなっているので、もしかして先生のほうがよいのかもしれないが。私のところに来る高校生とか、産婦人科に来る時の様子であるが、学校の制服を見ていても、頭のかたちを見ていても、あるいはアクセサリーやイヤリング、ピアス、結構凄い子ども達が多い。時々、制服だけれども胸もはだけて見えそうな着こなし方をしている。それでは先生方もものんびり授業をしていられないような目つきになってしまうような着こなし方をしてくる。あんまりなので先生方は何も言わないのと時々聞くことがある。そうすると先生は何もおっしゃらないと言う。本当はどうなの、本当は、例えば、学校でピアスしていいのと聞くと、いけないことになっているが、先生は何も言わないから先輩達もみんな付けている。私は学校で決まりがあるのならピアスの穴あけはしないよ、卒業したらいらっしゃいと話をする。基本的には学校内の決まりがあるそうであるが、そんなことは誰も守っていないというふうに、うちに来るような生徒はいる。やはりある程度のマナーアップ運動をするのであれば、やはり先生方はそういうことに注意をして、生徒達に注意することを恐れているのか、何となくそういうことに理解が無い先生に見られるという自分の先生の姿が嫌なのか、ちょっと分からないが、何か悪いことを見ても黙認する先生が増えているのではないかと思う。こういう運動をするということであれば、先生が指導する方向ではなく、やはり先生も先頭に立ってみんなを励ましていくような、そういう心構えが無ければなかなか徹底しないのではないかなと思う。

佐竹委員

私もこの運動は凄く大事だと思い、こうあったらよいなと思っている。ただ、洋服というのは、身嗜みというのは子どもだけではなく、親もそういうのに着目してほしいし、親としての身嗜みということを考えてほしいなというところまで波及してしまうが、先生、本人、家庭の三つの連携が必要なのではないかと思う。ちゃんとした格好をして家を出たら、そこで着替える子ども達はいっぱいいる。学校でもそういう子ども達をいっぱい知っている。やはりみんなが見てあげないといけないと思うので、本人だけでなく学校も家庭もという、これはやはり一貫して連携していかなければ、本当は地域も入ってくるとよいが、こういう格好をしている子ども達が地域でどう見られているか分からないが、あとミニスカートがファッションとして、本当はこうなのだが、このぐらいは許せるかなというところのグレードがある学校もあつたりするので、こういうところはきちんと統一してあげたらよいのではないかと思う。あつちはよいが、こつちは駄目なのかとなつたりするので。どうせみんなで作るのであれば、みんなで同じような規範でやっていくことが大事なのではないかと思う。

委員長

僕は少し違う。議会にネクタイをしてきて下さいと言われる度に背中がぞうっとする。していかないといけないかなと思うのでしていくが、それが終わったら直ぐ取ってこういう格好をしている。

佐竹委員

それは許容範囲ではないか。

委員長

こういうもののどこからどこまでが許容範囲なのかというのはなかなか難しい。制服

- というの全部あるのか。
- 高校教育課長 制服が無いところもあるので、そういう意味では自分なりに場所とか、そういったことをわきまえて服装が変えられるということが大事だと思う。
- 委員長 学びに行く時の身嗜みというのはこうだというのが、何というか制服がぼんと表にきてしまうと何か違って、それから、×とか、 があると、×のものもだらしがないところもあるが、でもこんな格好をしている高校生だっという、こういう格好していてもいいのかとか、何かそういうものも見たいなという気がするし、僕は大学の頃は絵ばっかり描いていたので、コートテンの服に油絵の具がいっぱいついたまま大学を歩き来っていて、化学の実験の時にみんな白衣を着ていた時に、どうせ汚れるから茶色いコートテンかなんかの服を着ていって、どじをやるものだから目立って、ピーカーを壊したりすると先生に直ぐ怒られる。そういう白衣を着ないといけなくて決められると何となくむかつくほうだが、だから、どのくらいのものが本当にマナーアップの対象なのかというのをしっかり見極めて行くべきだと思うし、自主性や自由な雰囲気はどこまで出すか、一高なんかはかなり好きなようにしていたし、あの頃はマントを着て、足駄なんかを履いていたわけだから、どこからどこまでなのかということもあるし、あとは色々な場所でのルールとすると、例えば、電車の中で携帯を使わないという、特にお年寄りの居る席では使わないという、特に書いているが書いているところで大人も含めてみんな電話している。だから、ああいうようなことがどこからどこまでルールとして本当に守らないといけないのか、建前としてそういうのはしておけばよくて、あとは守らなくてもよいものなのか、その辺が曖昧な感じはする。ぜひ良い格好で、みんながやろうと思うようなものとしていただきたい。
- 高校教育課長 そこを生徒達に議論させるということが大事だと思っている。つまり制服はどう着るべきなのかというのは、Aという意見もあり、Bという意見もあり、それを戦わせて、こういうふうなことも考えられるのかというふうに考えを広げることが、まず大事で、その上で自分の学校としてはどうなのか、であるから、大変自由な学校があってもよいであろうし、そうでない学校もあっていいはずである。そこは先生方と一緒に考えてもらうと。であるから、うちのほうで一律にこうしろという運動ではなくて、県民運動としてやっていきたいというのは、そういう意味である。考え方を広く持って高校を出ていく時にはちゃんとした社会人としてしっかり服装も自分で判断して、こういった場所ではこういうものを着ようということが判断できるよう、そういった意味でこれはやっていきたいと思う。
- 佐々木委員 蛇足であるが、制服や服装というのは一つの形である。大村委員長がおっしゃったように一つの形である。一つの形というのはある時には大事であるが、この重点項目が制服の着こなしだけで、やはり更にもっと大事なものは身のこなしなのではないかと思うので、将来的には身のこなし、マナーというのは、着こなしから入るかもしれないが、身のこなし方だと思う。大村委員長がたとえこのネクタイ無しでいらっしても、やはり身のこなし方がきちんとしていれば、誰もいい加減なやつだとは思わないわけである。やはり身のこなし方というものを身に付けて、人と接する時の姿勢なり、視線なり、雰囲気なり、態度なり、最近の若い子達は診察に来ても両側のポケットに手を入れて、カリカリと飴を噛みながら足を組んでふんぞり返って人と話をする人が増えているので、やはり人と接する時の身のこなしを自分がどのように自分の行動を律していくのが大事なのかなと思う。
- 佐竹委員 これは、1年間ということでのやるのか。
- 高校教育課長 ひとまず来年1年はこれで徹底したいと思う。
- 勅使瓦委員 これは、生徒が主で、学校も一緒にやるのか。

高校教育課長 ； 実はPTAにも参画していただきたいということで、このポスターの選考にも高P連から御一人委員として入っていただいた。先ほど出たように生徒だけでは当然できないし、先生だけでも駄目だし、保護者のみなさんにも御協力をいただいて、みんなで高校生の服装がどうあればよいのかというのを考えていく運動にしていきたいということである。

勅使瓦委員 ； 実は制服の件で、ある高校が生徒会で制服の着こなしについて話し合っただけで、当然その前には学校の先生方もしょっちゅう生徒がシャツを出していれば注意していたが、ある程度までは悪くならない。当然生徒会でも話し合っただけできちんとした着こなしをしようと生徒会でも動く、あと先生もそういった姿を見たら直ぐ指導をしていくということではないと、なかなか良くなってこないと思う。であるから、その辺のところを生徒も先生も一緒になってやっていくことをお願いしたいと思う。

13 次期教育委員会の日程について

委員長 ； 定例会は平成22年4月15日(木)午後1時30分から

14 閉会 午後6時25分

平成22年4月15日

署名委員

署名委員

